

第2章 環境の現状と課題

第1節 御前崎市の概況

1-1 位置及び概要

●海や山などの豊かな自然環境に恵まれたまち

本市は太平洋に面し御前崎灯台と一緒にとなった美しい海岸と、北部に広がる牧之原台地の茶園など、海や山などの豊かな自然環境に恵まれたまちです。

1971（昭和46）年に県下3番目となる関税法による開港指定された御前崎港は、金谷御前崎連絡道路などを軸に、東名及び新東名高速道路や富士山静岡空港へ接続され、県中西部の物流を担う多目的流通港湾として大きな期待が寄せられています。



1-2 人口

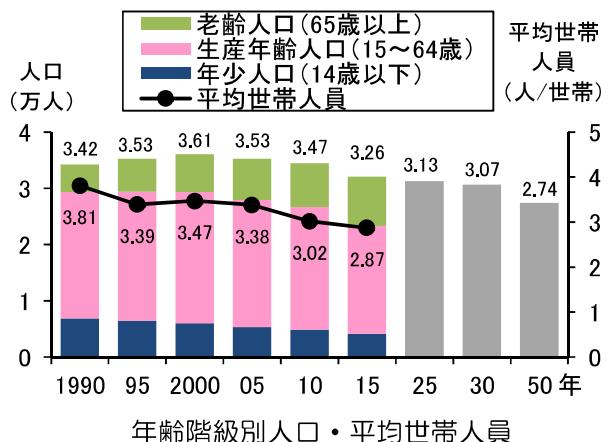
●人口の減少、進む少子高齢化

2015（平成27）年の国勢調査の結果、本市の人口は32,578人、世帯数は11,345世帯（平均世帯人員は2.87人/世帯）でした。人口は2000（平成12）年まで増加傾向が続いていましたが、2005（平成17）年に減少に転じ、平均世帯人員も減少傾向が続いており、人口減少と核家族化が進行しています。

また、2015（平成27）年の年齢階級別人口は、年少人口が4,171人（13.0%*）、生産年齢人口が19,139人（59.7%*）、老齢人口が8,767人（27.3%*）であり、年少人口の減少による少子化に加えて生産年齢人口の減少と老齢人口の増加による高齢化が進行しています。

こうした状況を踏まえ、人口減少に対する基本目標や施策を定めた「御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略**」を策定し、人口の将来展望（御前崎市人口ビジョン）として、2030年に30,661人、2050年に27,394人を目指して掲げています。

*：年齢不詳人口（501人）を除いた割合



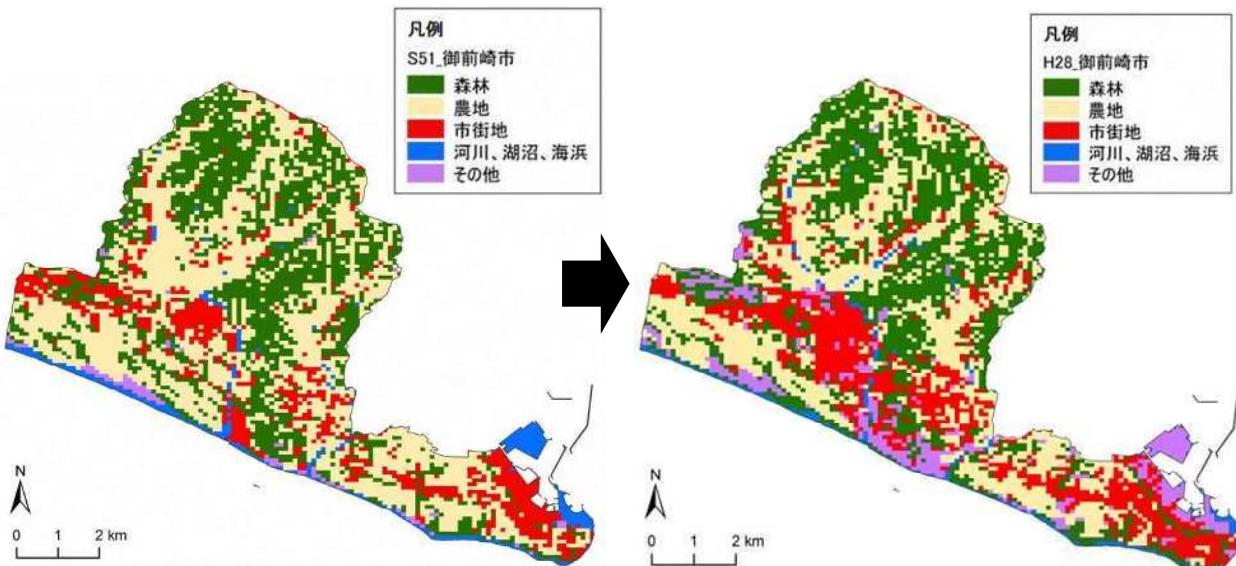
●用語解説●

※御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略:2014（平成26）年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」第10条第1項に基づき、将来の人口ビジョンを基礎資料として、本市が抱える地域課題を解決し、人口減少と地域経済縮小の克服、さらには、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立に向けて、短中期的な目標や方向性、具体的な施策をまとめたもの。

1-3 土地利用

● 農地の減少と市街地の拡大

1976（昭和 51）年と 2016（平成 28）年の土地利用を比較すると、平野部を中心に農地の減少が著しく、市街地やその他の土地利用に転用されています。



土地利用の変化

【資料:国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ】

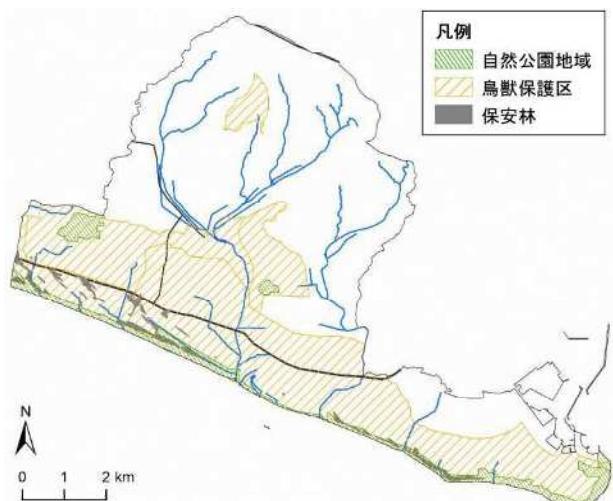
1-4 環境関連法指定地域

● 海岸域に広がる自然公園

本市の海岸域と桜ヶ池及び高松山地区は、御前崎遠州灘県立自然公園に指定されています。

また、海岸から国道150号線までの砂丘にある海岸林は、飛砂防備などを目的とした保安林^{*}に指定されています。

海岸から平野部にかけては鳥獣保護区^{*}に指定されています。



環境関連地域指定図 【資料:国土数値情報】

●用語解説●

***保安林:**水源の涵養、土砂の崩壊などの災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。

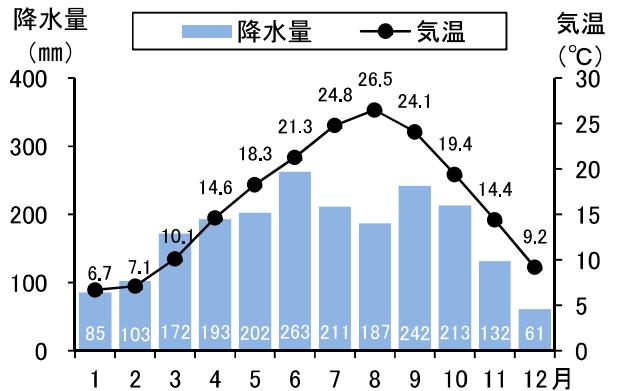
***鳥獣保護区:**「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として定められる区域。同区域内での狩猟は禁止されています。

1-5 気象

●年間を通じて温暖な気候

本市は、典型的な太平洋岸式気候に属しており、遠州灘から駿河湾に沿って流れる黒潮の影響により、年間を通じて温暖な気候となっています。

1981（昭和56）年～2010（平成22）年までの平年値は平均気温が16.4°Cで夏冬の気温の差が小さく、一年を通じて比較的過ごしやすい地域となっています。年間降水量は、約2,063mmで、梅雨（6月）と台風（9月）の時期が多くなっています。平均風速は、4.9m/sですが、冬期には特に西の季節風が強く、乾燥した晴天の日が続きます。全国トップクラスの日照時間の長さも特徴です。



月別の降水量と気温の平年値（1981～2010年）

注1) 測定地は御前崎特別地域気象観測所

注2) 降水量は左軸、気温は右軸の目盛りを参照

【資料：気象庁ホームページ】

1-6 地形

●砂丘や海食崖などの地形の分布

本市の地形は、北部に牧之原台地の標高約150mの丘陵から続く斜面が南部に向かって複雑に入り込み、それに続いて市の面積の約半分を占める平坦部が広がります。また、海岸部は白砂の海岸が長さ約16kmに及び広がっています。中央の平坦部には新野川、篠川が各支流を集めて、北から南へほぼ並行して流れ、遠州灘に注いでいます。市街地周辺には農地が広がり、田園地域を形成しています。

御前崎地区は、遠州灘と駿河湾に挟まれた地形であり、標高60m前後の台地の縁で切り立った崖により形成されています。また、白羽地区は、海岸から切り立った崖により台地が形成され、台地上は大きな起伏もなく、標高20～40mのほぼ平坦地となっています。

【資料：国土利用計画（第2次御前崎市計画）、御前崎市都市計画マスタートップラン】



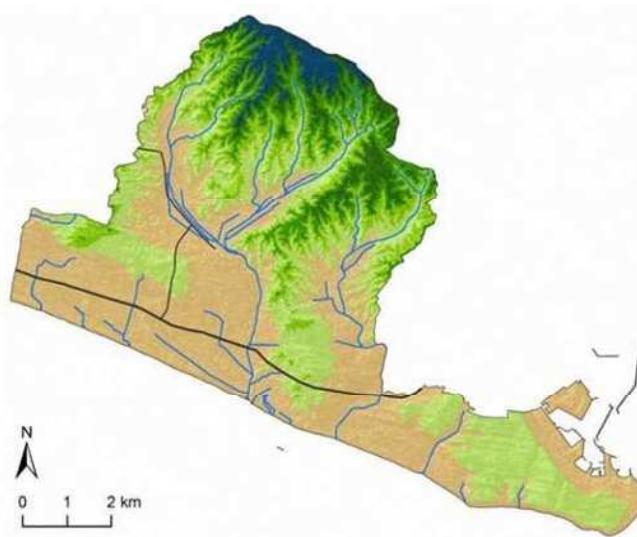
丘陵地



新野川



浜岡砂丘



切り立った崖



岬先端の磯

地形の状況 【資料：国土数値情報】

第2節 自然環境

2-1 海岸・河川・水資源

【課題】

- 遠州灘海岸の砂浜が浸食される問題が生じています。
- 海岸部のクロマツ林には不法投棄が見られるほか、マツノザイセンチュウの寄生による松枯れが生じ、枯死による防潮・防砂・防風機能の低下や景観悪化が生じています。
- 台風が去った後の海岸には、たくさんの漂着ごみが打ち上げられます。
- 良好的な景観や自然環境の保全のため、今後も海岸清掃を続けていく必要があります。
- 磐焼けによる藻場の消失や水産資源の枯渇などが懸念されています。
- 昔より水量が減少・枯渇している湧水が多く、人と湧水とのつながりは希薄になりつつあります。

●御前崎遠州灘県立自然公園に指定されている海岸部

本市は、岬を中心とした段丘崖と磯・砂浜の海岸線、その西側遠州灘の海岸線に白砂青松の砂丘地帯が続き、青い海と一体となった景観を呈するとともにアカウミガメの主要な産卵地となっています。これらの海岸部一体は美しい景観や生物多様性の保全を図ることを目的に、御前崎遠州灘県立自然公園に指定されています。

●砂丘や岩礁で形成され海岸地形と遠州灘海岸の浸食

浜岡砂丘は、太平洋側最大級の砂丘地帯です。天竜川から流出する土砂が沿岸潮流にのり、「遠州の空つ風」と呼ばれる強い西風によって内陸に運ばれて形成されたものです。一方、御前崎地域は海岸段丘の地形をなし、波の浸食によって削られた波食棚の岩礁が広がっています。

浜岡砂丘を含む遠州灘海岸は、ダム建設により天竜川からの流出土砂が減少したり、海岸突堤などの構造物によって沿岸を移動する砂の流れが阻害されて生じる海岸浸食が問題となっています。本市の海岸線でも、砂浜や土堤の浸食がみられます。海岸浸食は遠州灘海岸全体の問題であり、広域的な視点での対策が必要です。

●砂丘植生及びクロマツ植林と松枯れ

沿岸部の砂丘地帯には、砂丘植生とクロマツ植林が帶状に分布し、湿性草地がわずかに分布しています。砂丘植生は、砂の移動や強い日射など、海岸砂丘の厳しい環境に適応した植物からなる植生です。砂丘植生の背後にはクロマツが植えられ、防砂・防風の役割を果たしているほか、砂浜と一帯となった白砂青松の美しい景観を形成しています。

海岸沿いの後背湿地や河口付近には、わずかに湿性草地が分布しています。かつては海岸沿いのクロマツ植林の間に湿地が広がり、湿生植物の宝庫でしたが、今ではそのほとんどが造成により消失してしまいました。また、クロマツ植林もマツノザイセンチュウの寄生などによって松枯れが生じている場所もみられます。

●台風後に多い漂着ごみ

市内の海岸部では、海岸利用者が出すごみや不法投棄されたごみのほか、台風後などには大量の流木や河川からのごみが漂着し、海岸環境を悪化させています。

静岡県では、「静岡県海岸漂着物対策地域計画」において、本市の位置する駿河湾沿岸及び遠州灘

沿岸を海岸漂着物処理推進法第14条第2号に基づく重点区域に設定し、関係者の役割分担及び相互協力に関する事項、海岸漂着物対策を実施するに当たって配慮すべき事項等を定めています。

また、近年、海洋プラスチックごみや微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが生態系に与える影響等についての国際的な関心が高まっています。これらの問題に対応するため、国は2018（平成30）年6月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」を改正し、2019（令和元）年5月に、同法の改正を踏まえた「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を変更しています。

【資料：静岡県海岸漂着物対策地域計画（静岡県）、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（国）】

静岡県による海岸漂着ごみ漂着状況調査（2014（平成26）年度）

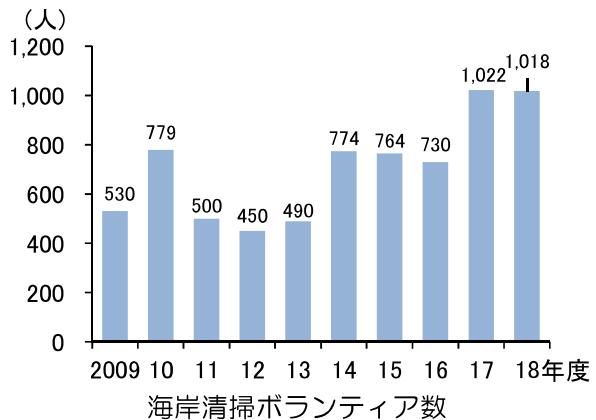
海岸・港湾・漁港名	平成26年7月（台風8号）		平成26年10月（台風18号）	
	堆積面積（m ² ）	堆積容量（m ³ ）	堆積面積（m ² ）	堆積容量（m ³ ）
御前崎白羽海岸	100.0	25.0	160.0	36.0
御前崎港	10,000.0	50.0	—	—

【資料：静岡県海岸漂着物対策地域計画（静岡県）】

●海岸清掃の実施

沿岸部の砂丘地帯では、良好な景観やアカウミガメの産卵地などの自然環境を保全するため、市民参加による海岸清掃活動を定期的に実施しています。

ウミガメ指定地域における海岸清掃ボランティア数は年々増加傾向にあります。



【資料：社会教育課】

●沿岸漁業などの水産資源

本市は、砂丘地帯が広がる遠州灘海岸だけでなく、遠州灘と駿河湾との境に突出した御前崎灯台付近では波食台や岩礁が露出した磯など、多様な沿岸環境が分布しています。そのため、遠州灘沖のシラス漁や、磯のイセエビ漁などの沿岸漁業が行われています。また、御前崎港では近海のカツオや、駿河湾のキンメダイなどが水揚げされていますが、磯焼けによる藻場の消失や水産資源の枯渇などが課題となっています。

【資料：農林水産課 ほか】

●新野川や篠川などの主要河川

市内には二級河川の新野川、篠川、中西川があり、それぞれ遠州灘に注いでいます。新野川は浜岡地区の中央部、篠川は佐倉地区と白羽地区の境、中西川は白羽地区を縦断するように流れています。また、準用河川として福田沢川、高松川、大原川があります。これらの河川は動植物の生息・生育場所、市民の憩いの場所やレクリエーションの場となっています。

●減少・枯渇する湧水

静岡県の調査（2002（平成14）年度）によると、市内の湧水地点として17地点が抽出されています。このうち、14地点では以前より減少、または枯渇したとされています。白羽にある「庚申堂」は古くから生活用水として使用されてきたほか、信仰の対象でもありました。今でも地元住民により、大切に管理・利用がされています。

【資料：静岡県の湧き水マップ（湧水版レッドデータ）】

2-2 森林・農地

【課題】

- 御前崎遠州灘県立自然公園や保安林などに指定されている海岸林、県指定名勝の桜ヶ池周辺や比木賀茂神社などの自然林など、注目すべき貴重な植生や植物群落、巨樹・巨木、古木などを含めた森林の保全が課題となっています。
- 森林面積の約 24%を占める人工林は市内各地区に分散しており、施業の集約化が行いにくい状況にあります。しかし、森林の持つ水源涵養機能※などの公益的機能の重要性が高まっていることから、人工林の間伐推進や荒廃した森林の再生が必要です。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足、宅地化の進行などにより、農家数や経営耕地面積は年々減少しています。また、遊休農地が見られるなど、荒廃した農地の増加も問題となっています。
- 消費者の食に対する安全・安心志向の高まりや、運搬にかかるエネルギー消費を低減するため、地産地消や環境保全型農業の推進が必要です

●貴重な植生や植物群落・巨樹などの分布

御前崎遠州灘県立自然公園や保安林などに指定されている海岸林などがあり、県指定名勝の桜ヶ池周辺や比木賀茂神社などには自然林が残っていることから、このような注目すべき貴重な植生や植物群落、巨樹・巨木、古木などを含めた森林の保全が課題となっています。

●市域の 25%を占める森林面積

「御前崎市森林整備計画」によると、市域面積に占める森林面積の割合（森林率）は約 25%で、静岡県平均（64%：2016（平成 28）年度）と比較しても低いことがわかります。森林は全て民有林で国有林はありません。人工林率は約 24%で、静岡県平均（56%：2016（平成 28）年度）よりも比率が低くなっています。人工林は市内各地区に分散しており、施業の集約化が行いにくい状況にあります。しかし、森林の持つ水源涵養機能などの公益的機能の重要性が高まっていることから、人工林の間伐推進や荒廃した森林の再生が必要です。

【資料：御前崎市森林整備計画書、都道府県別森林率・人工林率（2017（平成 29）年 3月 31 日現在）（林野庁）】

●荒廃が進む丘陵地の二次林

北部（比木地域、朝比奈地域、新野地域）の丘陵地では、スギ・ヒノキなどの植林、シイ・カシなどの二次林、茶畠などが広い面積を占めています。シイ・カシなどの二次林は、時代の変化とともに薪や炭が利用されなくなったため管理されなくなり、里山として利用価値が薄れ、また、竹林の増加等により荒廃が進んでいます。

【資料：御前崎市農村環境計画（暫定ダイジェスト版）】

●台地に広がる茶畠や畠地

南東部（御前崎地域、白羽地域）では、市街地や造成地、茶畠、畠地が広い面積を占めており、海岸に近い方では畠地、海岸から離れた場所では茶畠が主に分布しています。また、御前崎先端部には、断崖地特有のハチジョウススキの草地やマサキ・トベラなどの常緑広葉樹低木林が帶状に分布しています。

●用語解説●

※水源涵養機能：大雨が降った時の急激な増水を抑え、しばらく雨が降らなくても水の流出が途絶えないようにするなどの機能。

●有数の田園地帯となっている北部の谷津田

丘陵地に挟まれた河川沿いに広がる北部の谷津田※では、水田が大部分を占めており、東遠地域でも有数の田園風景を形成しています。しかし、谷津田の上流で耕作がされず、二次草地や二次林（低木林）になっている所がみられます。

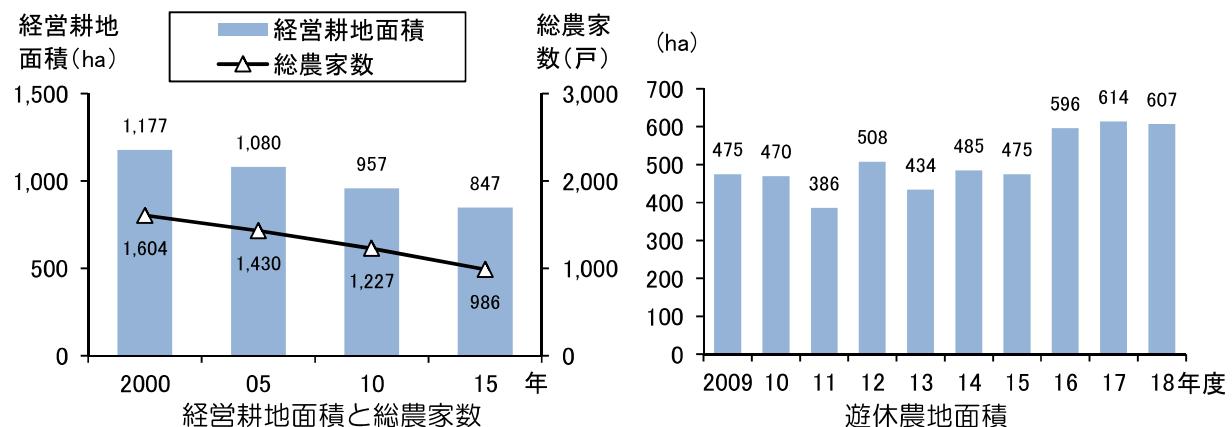
一方、南部（池新田地域、高松地域、佐倉地域）では、市街地や造成地、畠地、クロマツ植林が大部分を占めています。クロマツ植林は、海岸線に約30°の角度で3~4列平行してみられる小規模な砂丘上に分布し、砂丘間の平地は畠地として利用されています。

【資料：御前崎市農村環境計画（暫定ダイジェスト版）】

●減少する農地の面積

農業従事者の高齢化や後継者不足、宅地化の進行などにより、農家数や経営耕地面積は年々減少しています。2015（平成27）年における総農家数は986戸、経営耕地面積は847haであり、ともに年々減少傾向にあります。このような背景から、遊休農地が増加しており、課題となっています。

【資料：世界農林業センサス・静岡県統計書】



注) 経営耕地面積は左軸、総農家数は右軸の目盛りを参照

【資料：世界農林業センサス・静岡県統計書】

【資料：農林水産課】

●地産地消や環境保全型農業の取り組み

消費者の食に対する安全・安心志向の高まりや、運搬にかかるエネルギー消費などによる地球温暖化などの問題と絡み、「地元で生産されたものを地元で消費する」という「地産地消※」が注目されています。本市では、学校給食における地元産品食材の利用を促進するため、市内産の米を自炊して各園・学校に提供しています。献立についても6月、11月、1月の「ふるさと給食週間等」に加え、毎月1日を「ふるさと給食の日」として設定し、旬の地元産の食材を意識した献立づくりを行っています。

また、環境に配慮しつつ農地の生産力を維持・増進する環境保全型農業※の推進が求められています。

●用語解説●

※**谷津田**: 谷地形のところにある水田。

※**地産地消**: 地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。食や環境に対する安全・安心志向の高まりを受けて、消費者と生産者との「顔が見える」関係の構築に資する動きとして注目されている。また、輸送エネルギーの省エネ化や地元農林水産業の振興にも効果が期待できる。

※**環境保全型農業**: 農薬、化学肥料などの使用量の削減や、有機物を積極的に利用した土づくりなどの実施により、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業をいう。

2-3 動植物

【課題】

- 二次林の荒廃、水田など荒廃農地の増加による生態系への影響が懸念されています。
- 市内では、静岡県版レッドリストに掲載されている絶滅の可能性のある動植物が確認されており、これらの動植物の保護・保全が必要です。
- 市内では、特定外来生物や生態系被害防止外来種などが確認されていることから、これらの外来種の防除のための啓発などが必要です。
- 海岸への車両などの乗入れなどにより、アカウミガメの産卵環境が悪化したり、貴重な海浜植物が踏み荒らされるなど、自然環境への影響が生じています。
- イノシシやハクビシン、カラスなどの野生鳥獣による農業被害が問題となっています。

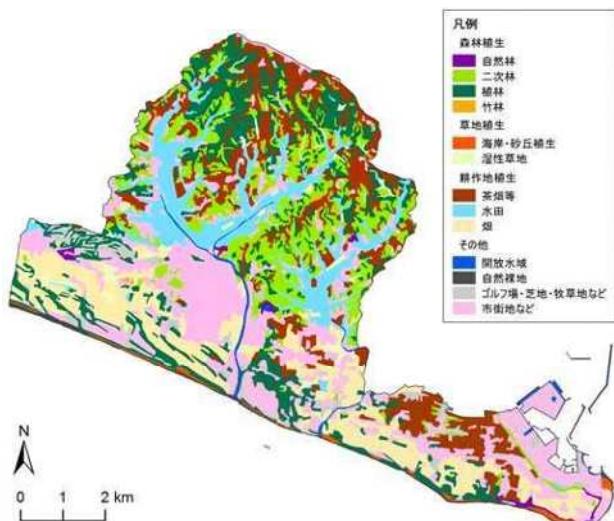
●変遷する植生

有史以前には、本市周辺の台地・丘陵地はシイ・カシなどからなる照葉樹林が、平地には湿性林や湿地、海岸付近にはマサキ・トベラなどの低木林と砂丘植生が分布していたと考えられます。

しかし、私たち人間の活動によってそのほとんどが植林や二次林、耕作地、市街地に変わり、昔の面影が残る自然林は、桜ヶ池周辺など社寺林・急傾斜地に分布する照葉樹林と、御前崎先端部の断崖地に残る低木林だけになりました。

なお、沿岸部の砂浜地帯には、自然草地の砂丘植生が残っています。

【資料：静岡県の潜在自然植生】



現存植生図

【資料：第6-7回自然環境保全基礎調査】

●植物の概要

本市の植物は暖帯に分布する種が多くみられます。また、多様な植生が分布しているため、それぞれの環境に適応した植物が生育し、種類も豊富です。ただし、近年は二次林の荒廃や水田など荒廃農地の増加、海岸沿いの湿地の埋め立てなどにより、植物の生育できる環境が減少しています。なお、絶滅の可能性のある種として、ヒメビシやアカウキクサなど75種が確認されています。

【資料：御前崎市動植物目録（2010年）、静岡県版レッドリスト（2019年）】



ハマヒルガオ（市の花）

●動物の概要

御前崎海岸やその周辺ではシギ・チドリ類やカモメ類など多くの鳥類が確認されています。特に桜ヶ池はオシドリの飛来が多く、貴重な越冬地にもなっています。また、砂浜の海岸はアカウミガメの重要な産卵地となっており、国の天然記念物にも指定されています。御前崎先端には岩礁があり、磯の生物の宝庫としても知られています。なお、絶滅の可能性のある種として、コアジサシやアカウミガメ、カワバタモロコなど69種が確認されています。

【資料：御前崎市動植物目録（2010年）、静岡県版レッドリスト（2019年）】



オシドリ

●海の生物の概要

御前崎の先端にある岩礁（磯）では、イソスジエビやイソガニなどの甲殻類、タマキビガイやイボニシ、キクノハナガイなどの貝類をはじめ数多くの生物が確認されています。このほかにホンダワラやワカメといった海藻類も分布し、魚類などの産卵・生息に役立っています。

●絶滅の可能性のある動植物

本市では、絶滅の可能性のある動植物として、静岡県版レッドリストに掲載されている144種が確認されています。ただし、植物のニッケイ、ホソバタブ、ハクチョウゲは静岡県版レッドリストに掲載されますが、栽培・逸出したものであるため除外しました。

また、2014（平成26）年4月から、県指定希少野生動植物にアカウミガメが指定されました。



アカウミガメ

カテゴリー区分		絶滅の可能性のある動植物
絶滅危惧 I A 類 (CR)	植物	スジヒトツバ、デンジソウ、シバナ
	鳥類	ヘラシギ
	爬虫類	アカウミガメ
	魚類	カワバタモロコ
絶滅危惧 I B 類 (EN)	植物	ヒツジグサ、イヌハギ、ヨコグラノキ、ヒメビシ、オオツルコウジ、ヒメシロアザザ、ミズネコノオ、キセワタ、ゴマクサ、ヒメヒゴタイ、マヤラン、ダイサギソウ
	鳥類	ミゾゴイ、コアジサシ、コミミズク、サンショウクイ
絶滅危惧 II 類(VU)	植物	マツバラン、ミズニラ、シロヤマゼンマイ、タカノハウラボシ、サンショウウモ、アカウキクサ、オオアカウキクサ、オニバス、イシモチソウ、ミシマサイコ、オオヤマツツジ、ヒメナエ、ガガブタ、アザサ、ハマネナシカズラ、スナビキソウ、ヤマジソ、イズコゴメグサ、スズメハコベ、トランオスズカケ、ハマウツボ、ノタヌキモ、タヌキモ、イヌタヌキモ、ムラサキミミカキグサ、ツルギキョウ、キキョウ、ユキヨモギ、ウラギク、スブタ、イトモ、カワツルモ、イトトリゲモ、ウンヌケ、カタスゲ、ナギラン、クマガイソウ、フウラン、ウチョウラン
	鳥類	ハチクマ、ハイタカ、サシバ、ハヤブサ、ウズラ、タマシギ、シロチドリ、ヒバリシギ、オジロトウネン、ウズラシギ、ハマシギ、キリアイ、アカアシシギ、コアオアシシギ、タカブシギ、オグロシギ、オオソリハシシギ、ダイシャクシギ、ホウロクシギ、アオバズク、ヨタカ、コシアカツバメ
	両生類	ニホンアカガエル
	魚類	ミナミメダカ、アユカケ(カマキリ)
準絶滅危惧(NT)	植物	ミズマツバ、クサナギオゴケ、スズサイコ、イヌノフグリ、イズハハコ、エビアマモ、コアマモ、シラン、エビネ、クロヤツシロラン、ウスギムヨウラン
	鳥類	シノリガモ、オオタカ、ヤマドリ、タゲリ、ミュビシギ、セイタカシギ、フクロウ、アリスイ、サンコウチョウ
	昆虫類	ホソミオツネントンボ、オツネントンボ、オアハダトンボ、カトリヤンマ、ヨツボシトンボ、マイコアカネ、オオヒヨウタンゴミムシ、ヒゲコガネ
	貝類	モノアラガイ、マシジミ
情報不足(DD)	鳥類	ヤマシギ、オオコノハズク
	昆虫類	オオオカメコオロギ、ヒゲコガネ
現状不明(N-I)	植物	イソホウキギ、ハマベノギク
分布上注目種 (N-II)	植物	オキナワハイネズ
	哺乳類	ニホンリス
	鳥類	ノビタキ
	爬虫類	ヒガシニホントカゲ
部会注目種(N-III)	植物	ハマハナヤスリ、エダウチホングウシダ、フサモ、オナモミ、ミズオオバコ、クジュウクリテンツキ、エゾウキヤガラ
	鳥類	ゴイサギ、ミサゴ
	両生類	アズマヒキガエル
	魚類	イセゴイ、ユゴイ、カワアナゴ、チチブモドキ、オカメハゼ、ヒナハゼ
	昆虫類	サトキマダラヒカゲ、ヘイケボタル

注1)カテゴリー区分は、静岡県版レッドリストの区分に従った。

注2)ニッケイ、ホソバタブ、ハクチョウゲは栽培・逸出したものであるため除外した。

注3)魚類は静岡県の西部地域(旧浜岡町)及び中部地域(旧御前崎町)の基準をベースとした。

【資料：御前崎市動植物目録（2010年）、静岡県版レッドリスト（2019年）】

●特定外来生物と生態系被害防止外来種

外来生物とは、もともとその地域にいなかったものが人間活動によって海外から入ってきた生物のことをいい、2,000種以上の外来生物が日本に生育・生息しています。

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」では、生態系や人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるおそれのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・輸入などを規制しています。また、特定外来生物には指定されていないものの、生態系への被害のおそれがある外来種等については「生態系被害防止外来種」※として、状況に合わせた対応方針が整理されています。

本市では、特定外来生物として植物のオオフサモ、オオキンケイギク、魚類のオオクチバス、ブルーギルの4種が確認されています。また、生態系被害防止外来種として、植物のセイタカアワダチソウ、セイヨウタンポポ、オオカナダモなど60種、動物及び海の生物はハツカネズミ、イセゴイ（ハクレン）、タイリクバラタナゴ、スクミリンゴガイ、カサネカンザシゴカイの5種、合計65種が確認されています。

【資料:環境省】



オオフサモ



オオキンケイギク



オオクチバス



ブルーギル

【以上4点、環境省提供】

●飼養動物の管理

静岡県では、「静岡県動物の愛護及び管理に関する条例」（静岡県条例第70号）において動物の終生飼養等について定めていますが、アライグマなど飼い主等が飼えなくなった動物を野外に遺棄したり、逃げ出したりして、野生化した個体が県内でも確認されています。

本市では、「御前崎市飼い犬条例」や飼い猫の適正飼養の補助によりペットの適正な飼育を定めているとともに、法律及び県条例の趣旨に基づき、地域猫（飼い主のいない猫）の不妊去勢手術等事業を実施しています。

【資料:ふじのくに生物多様性地域戦略（静岡県）など】

●用語解説●

※生態系被害防止外来種: 外来種についての国民の関心と理解を高め、様々な主体に適切な行動を呼びかけることを目的とした、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」に掲載されている外来種。リストには、計429種類（動物229種類、植物200種類）が掲載されている。特定外来生物とは異なり、国内由来の外来種も対象に含む。

●法令による重要生息・生育地の保護

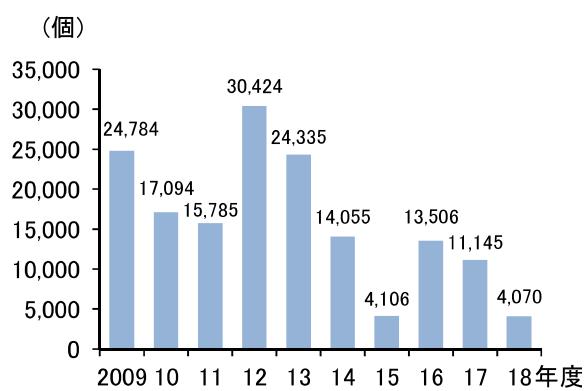
豊かな自然環境と美しい景観が残る遠州灘の沿岸部は「御前崎遠州灘県立自然公園」に指定されています。同公園の特別地域内では、合計 169 種の指定動植物の捕獲採取等が禁止されています。指定動植物の内訳は、植物がオニバス、スカシユリなど 166 種、動物がアカウミガメ、カジカガエル、ニホンアカガエルの 3 種です。このうち、アカウミガメは集団繁殖地として北限にあたり、「御前崎のウミガメ及びその産卵地」として国指定の天然記念物となっています。しかし、車両などの乗り入れなどによりアカウミガメの産卵環境が悪化したり、貴重な海浜植物が踏み荒らされるなど、自然環境への影響が生じています。なお、本市では、アカウミガメの卵の保護を行っていますが、保護卵数はここ数年、減少しています。

また、鳥獣の捕獲が禁止されている鳥獣保護区は 4 箇所あり、佐倉・遠州灘・池新田は「集団渡来地」、荒沢は「森林鳥獣生息地」の設定区分となっています。

【資料:静岡県ホームページ（自然保护課）】



アカウミガメ



【資料：社会教育課】

●市内で 2 か所が選定されている「日本の重要湿地 500」

2001（平成 13）年 12 月に環境省が専門家の意見に基づき、生物多様性の保全上重要な国内の湿地を「日本の重要湿地 500※」として選定しました。選ばれた湿地のタイプは、湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁など多岐に渡っています。

本市では、御前崎周辺沿岸のコンブ目やホンダワラ科主体の海藻群落と、アカウミガメの主要な産卵地である遠州灘海岸が選定されました。

【資料:環境省ホームページ】

●野生鳥獣による農業への被害

本市では、イノシシやハクビシン、カラスなどによる露地野菜への被害が発生しており、特にイノシシなどによるイモ類及び野菜への被害が増加しています。

【資料:御前崎市鳥獣被害防止計画】

●用語解説●

※日本の重要湿地 500:環境省では 2001（平成 13）年度に、わが国の湿地保全施策の基礎資料を得るために、多数の専門家の意見を得て湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁等、生物多様性保全の観点から重要な湿地を「日本の重要湿地 500」として選定した。その後、環境の変化が生じている湿地が存在していることや新たな知見の得られた湿地が存在することから見直しが行われ、2016（平成 28）年 4 月には重要湿地として 633 箇所が選定された。静岡県内では、13 箇所が選定されており、そのうち本市内では御前崎周辺沿岸のコンブ目やホンダワラ科主体の海藻群落、アカウミガメの主要な産卵地である遠州灘海岸が選定されている。

第3節 快適環境

3-1 人と自然とのふれあい・景観・歴史文化

【課題】

- 市内の観光施設と共に自然とふれあうことのできる場所が数多く存在しているため、これらの活用により、観光客を増やしていく必要があります。
- 放置された山林や荒廃農地、松食い虫被害の見られる防風林など、景観を阻害している要素への対策が必要です。
- 文化財を将来の世代への引き継いでいくため、文化財についての普及啓発や管理・保護への支援を行う必要があります。

●マリンスポーツを中心とした自然とのふれあい

市内には、マリンスポーツやサイクリング、水とのふれあい、自然観察、植物の観賞など、自然とふれあうことのできる場所が数多く存在します。特に御前崎ロングビーチは、サーフィン・ウインドサーフィンなどのメッカとして有名で、年間を通して国内プロツアーなどの会場としても利用されています。また、御前崎海岸や桜ヶ池が「静岡県のみずべ 100 選」、御前崎海水浴場が「快水浴場百選（環境省）」などに選ばれており、磯遊びや海水浴などを楽しむことができます。

あらさわふる里公園、高松緑の森公園、白砂公園、大原公園などでは自然観察を楽しむことができ、特に大原公園では毎年、ホタル観察会が開かれています。

そのほか、桜ヶ池や白砂公園ではサクラなどの花の鑑賞ができるほか、遠州灘の海鳴・波小僧が「残したい日本の音風景 100（環境省）」、牧之原・川根路のお茶が「かおり風景 100 選（環境省）」などに選ばれており、音や香りを楽しむことができます。

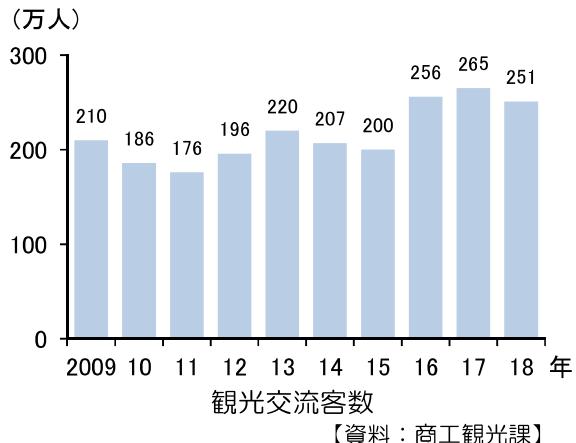
人と自然とのふれあいの活動の場

活動種	項目	地点名称
マリンスポーツ	釣り	御前崎港、御前崎海岸
	サーフィン等	御前崎ロングビーチ
サイクリング	サイクリングコース	浜松御前崎自転車道(太平洋岸自転車道)
水とのふれあい	静岡県のみずべ 100 選	御前崎海岸、桜ヶ池
	静岡県の湧き水 100	庚申堂、桜ヶ池
	快水浴場百選	御前崎海水浴場
	その他	御前崎海岸(磯遊び)
自然観察	海岸・河川・池沼	御前崎海岸、浜岡砂丘、桜ヶ池、荒沢池(ため池)
	山地・台地	牧之原台地
	公園・神社等境内	池宮神社、あらさわふる里公園、白砂公園、高松神社・高松緑の森公園、御前崎ケープパーク、左馬武神社
植物・香り・音の鑑賞	花の名所	桜ヶ池(サクラ)、白砂公園(カワヅザクラ、花菖蒲)
	かおり風景 100 選	牧之原・川根路のお茶
	残したい日本の音風景 100	遠州灘の海鳴・波小僧

【資料：ウォッチングしづおかの自然、かおり風景百選（環境省）、静岡県花の名所 180 選、静岡県観光協会ホームページ、静岡県の海、静岡県のみずべ 100 選、静岡県の湧き水 100、静岡ため池マップ、静岡の自然 100 選、自然観察コース 100 選ガイド、残したい日本の音風景百選（環境省）、ふるさとの自然 中部編、快水浴場百選、静岡県自然観察ガイドブック 12 [御前崎海岸]、御前崎市観光パンフレット、御前崎市ホームページ】

●増加している観光交流客数

市内の観光交流客数（宿泊客数と観光レクリエーション客数の合計）は、増加傾向にあり、2018（平成30）年度は251万人でした。



●眺望点や景観資源に恵まれた風光明媚な景観

本市の代表的な景観特性は、日本一の大茶園を有する牧之原台地、白砂青松の浜岡砂丘を有する海岸部、台地と海岸部を結ぶ平野部（田園地帯）の3つに大きく区分できますが、この3つの景観特性が調和して美しい景観を形成しています。

また、海岸部の起伏と市街地各所に存在する微高地がランドマークとなり、眺望点として市民の憩いの場に利用されています。御前崎港周辺及び牧之原台地から富士山や南アルプス等が望める場所もあり、美しい景観を形成しています。特に岬の高台にある御前崎灯台は眺望点として、また御前崎地区のランドマークとして多くの観光客が訪れています。

優れた自然景観資源及び眺望点

項目		地点名称
日本の自然景観・東海版		御前崎(砂丘)、浜岡砂丘(砂丘)、千浜砂丘(砂丘)、御前崎(波食台)、御前崎(台地)、桜ヶ池(湖沼)
静岡県の自然景観		牧之原台地(静岡県の代表的河岸・海岸段丘と地形の逆転) 御前崎(静岡県の最南端の雄大な景観と地震性隆起地域) 海綿化石サガリテス(静岡県の代表的化石) 桜ヶ池(砂丘による閉塞湖の典型的景観) 白羽の風蝕礫産地(風食礫「三稜石」の産地) 浜岡砂丘(遠州灘海岸砂丘の代表的景観)
自然景観資源	名勝・天然記念物	白羽の風蝕礫産地(国・天然記念物) 御前崎のウミガメ及びその産卵地(国・天然記念物)
	県指定	桜ヶ池(県・名勝)、比木賀茂神社社叢(県・天然記念物)
	市指定	いちょうの木(市・天然記念物)、イヌノキ群生林(市・天然記念物)、マキの木(市・天然記念物)
良好な農地景観・防風林		良好な農地景観(茶畠、畑、田)、防風林
眺望点	静岡県の富士見二百景	御前崎海水浴場、御前崎港(東埠頭)、港坂、浜岡原子力館、大山不動尊境内、篠ヶ谷展望台
	その他展望地点	御前崎灯台、御前崎ケープパーク(夕日と風が見えるん台)、高松神社

【資料：日本の自然景観、静岡県の自然景観-その地形と地質-静岡県の自然環境シリーズー、静岡県の富士見二百景写真集、御前崎市観光パンフレット、御前崎市都市計画マスタープラン】

●景観を阻害する荒廃した森林や農地

市内には間伐や枝打ちなどの適正管理が行われず放置された山林や荒廃農地、松食い虫の被害を受けた防風林も見られるなど、景観阻害要素になっているものもあります。

●指定文化財と埋蔵文化財

本市の文化財は、国指定2件、県指定4件、市指定26件の合計32件がありますが、このうち環境に関連する史跡・名勝・天然記念物は9件です。

国指定天然記念物では「白羽の風蝕礫産地」と「御前崎のウミガメ及びその産卵地」があります。「白羽の風蝕礫産地」は、海洋の孤島を除いては我が国唯一の産地であり、「御前崎のウミガメ及びその産卵地」は、全国的にも知られています。また、県指定の名勝「桜ヶ池」は、古くから伝説信仰奇祭を通じて、広く知られる特筆すべき文化財です。このほかにも本市の歴史性を物語る史跡、彫刻、絵画等が数多く残されています。

また、内陸部の丘陵地斜面などを中心に埋蔵文化財が多数分布しています。



マキの木

環境に関連する史跡・名勝・天然記念物一覧

指定主体	指定区分	名称	指定年月日	所在地
国	天然記念物	白羽の風蝕礫産地	昭和18年8月24日	白羽
	天然記念物	御前崎のウミガメ及びその産卵地	昭和55年3月6日	御前崎
県	天然記念物	比木賀茂神社社叢	平成9年3月17日	比木
	名勝	桜ヶ池	昭和29年1月30日	佐倉
市	天然記念物	いちょうの木	昭和48年10月18日	御前崎
	天然記念物	イスノキ群生林	平成3年11月20日	白羽
	天然記念物	マキの木	平成6年1月31日	白羽
	史跡	薩田ヶ谷横穴群	昭和53年9月4日	佐倉
	史跡	星の糞遺跡	昭和44年6月25日	白羽

【資料：おまえざきの文化財、目で見る浜岡の文化財、御前崎市内の指定文化財一覧（ほか）】

3-2 公園・緑地

【課題】

- 公園の継続的な維持管理が必要です。
- 市全体に緑を増やしていくために、市民や事業者による民有地の緑化が必要です。

●地域に潤いと安らぎを創り出す存在の公園

本市には、八千代公園、あらさわふる里公園などの公園が整備されており、散策や憩いの場などとして、地域に潤いと安らぎを与えています。

御前崎市内の公園一覧

種類	内容
都市公園	八千代公園、長者公園、御前崎中央公園、浜岡総合公園
農村公園	新野水のめぐみ公園、けやき広場、あらさわふる里公園、丸塚公園、きぶね公園、せせらぎ広場、比木こども公園、石原池公園
その他公園	白砂公園、神子公園、大山自然公園、高松緑の森公園、比木自然公園、里山自然公園散歩道福田沢、おさ川ふれあい公園、桜ヶ池公園、下岬公園、おまえざき公園、潮騒公園、公儀山公園、大原公園、ドンブチ公園

【資料：管理課・社会教育課・都市政策課】

第4節 生活環境

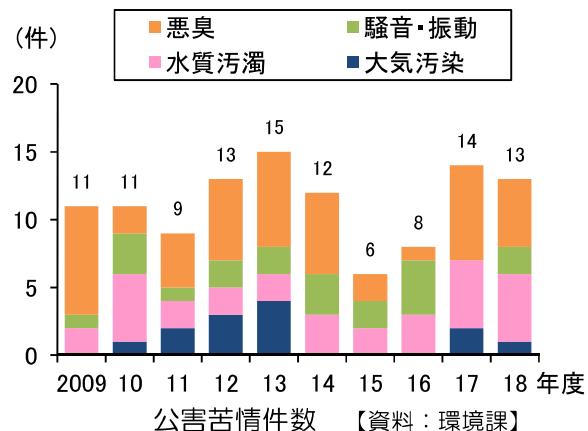
4-1 公害苦情

【課題】

- 本市では悪臭や水質汚濁に対する公害苦情が多く寄せられています。

●多い悪臭や水質汚濁への苦情

本市の10年間の公害苦情件数を見ると、年度によって増減があり、2015（平成27）年度が最も少なく6件、2013（平成25）年度が最も多く15件でした。10年間の公害種類別の類型件数では、悪臭(42.9%)が約4割を占め、次いで水質汚濁(27.2%)、騒音・振動(17.9%)の順に多くなっています。



4-2 有害化学物質

【課題】

- 硝酸性窒素・亜硝酸性窒素濃度が環境基準を超えている地点があります。

●環境基準を超過する地点がある硝酸性窒素・亜硝酸性窒素

トリクロロエチレンなどの有機塩素系化合物は、おもに機械部品やドライクリーニングなどの洗浄剤として使用され、その地下水汚染が全国的に問題となっています。市内における2018（平成30）年度の調査では、池新田地区（2地区）で測定を行いましたが、環境基準を達成しています。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、肥料や家畜のふん尿、生活排水に含まれるアンモニウムが酸化したもので、富栄養化の原因となります。市内の白羽地区（3地点）、朝比奈地区（7地点）、新野地区（2地区）の計12地点において、静岡県が地下水中の硝酸性窒素・亜硝酸性窒素の測定をしています。2018（平成30）年度の調査では、硝酸性窒素の環境基準（10mg/l）を超えた井戸は朝比奈地区（3地点）、新野地区（1地点）でした。【資料：大気汚染及び水質汚濁等の状況（静岡県）、環境課】

●地下水と土壤中のダイオキシン類濃度は環境基準を達成

ダイオキシン類の調査は静岡県が実施しており、近年では地下水のダイオキシン類について佐倉、合戸の2地点で、土壤中のダイオキシン類に市内の4地点で測定を行っています。測定結果は地下水、土壤とも全ての地点で低い数値を示し、環境基準を達成しています。

ダイオキシン類の状況

地下水のダイオキシン類 (pg-TEQ/I)			土壤のダイオキシン類 (pg-TEQ/I)		
年度	地点名	測定値	年度	地点名	測定値
2011(H23)	佐倉地内	0.025	2008(H20)	比木地内	1.5
2016(H28)	高松地内	0.10	2011(H23)	御前崎地内	5.5
			2012(H24)	高松地内	0.19
			2018(H30)	朝比奈地内	0.75
環境基準	1pg-TEQ/I(年間平均値)				1,000pg-TEQ/g

注)静岡県による調査は1回/年実施。

【資料：大気汚染及び水質汚濁等の状況（静岡県）、環境課】

4-3 大気汚染・悪臭・騒音・振動

【課題】

- 健康への影響が心配されている微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントについては、県と連携した注意喚起が必要です。
- 臭気指数による規制が行われていますが、悪臭に関する苦情は毎年寄せられていることから、悪臭発生源への指導徹底を図る必要があります。

●大気汚染の原因物質と光化学オキシダント情報の提供

大気を汚染する物質は、工場から排出される硫黄酸化物(SO_x)や自動車などから排出される窒素酸化物(NO_x)や炭化水素類(HC)、浮遊粒子状物質(SPM)、二次的に生成される光化学オキシダント(O_x)などがあります。これらのうち、二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM2.5)、光化学オキシダント(O_x)などには環境基準が定められています。

光化学オキシダントは静岡県内でも環境基準を達成できておらず、高濃度になると目やの目に痛みを感じる症状が出ます。また、最近では、中国におけるPM2.5などによる深刻な大気汚染の発生を受け、大陸の大気汚染が影響して日本のPM2.5濃度が上昇し、健康に影響を及ぼすのではないかと心配されています。粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くにまで入り込みやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させると考えられます。

なお、本市では、県が実施している光化学オキシダント情報（牧之原市役所が常時監視測定期）やPM2.5（掛川市大東支所が常時監視測定期）の情報提供を受けており、高濃度になると予測される場合は光化学オキシダント警報・注意報、PM2.5注意喚起情報が発令されます。

【資料：大気汚染及び水質汚濁等の状況（静岡県）】

●臭気指数による規制

悪臭は、人に不快感を与えるにおいの原因となる物質が大気中に放出されるために発生するものです。しかし、においは個人差や慣れが大きく作用しており、「感覚公害」と呼ばれています。また、「におい」の原因物質を90%以上取り除いても、感覚的には半分しか減少していないように感じるという特徴があり、悪臭対策を困難なものにしています。

2007（平成19）年4月1日から悪臭の規制方法が、特定物質濃度規制から臭気指数規制へ変更されました。御前崎地域では臭気指数規制（臭気指数18）を導入していましたが、浜岡地域の臭気指数規制導入時に現在の状況に合わせ変更され、市全域で臭気指数15に指定されています。2018（平成30）年度は市内7箇所で臭気測定を行っており、4箇所で臭気指数の規制基準を超過しました。

【資料：静岡県内の悪臭の基準（2015年4月1日）、環境課】

●環境基準を達成している交通騒音

工場や建設作業、自動車の走行から発生する騒音や振動は、睡眠や会話を妨げたりといった快適な生活環境を損なうため、日常生活に影響を与えるものとして規制しています。

市内では、一般国道150号と県道の2地点で自動車騒音の面的評価を行っています。2017（平成29）年度の結果は、昼夜の達成率が一般国道150号及び県道とともに100%でした。また、自動車騒音常時監視に係る騒音調査として国道150号で測定を行っており、2018（平成30）年度の結果は昼夜の環境基準を達成しています。

【資料：大気汚染及び水質汚濁等の状況（静岡県）】

4-4 水質汚濁

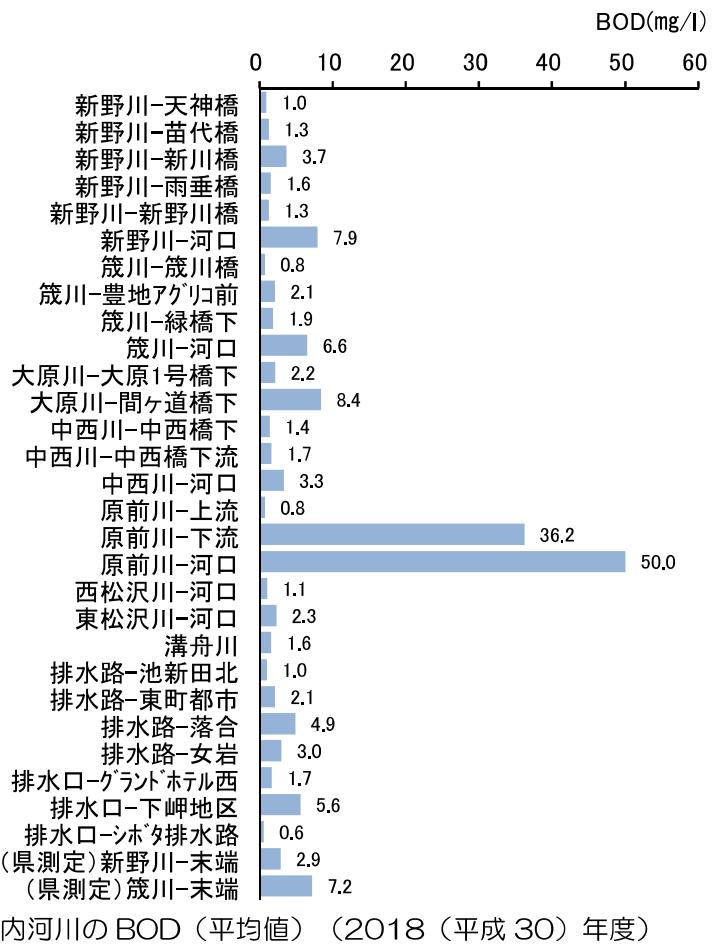
【課題】

- 市内の河川では概ね良好な水質となっていますが、一部にはBODが高い河川もあることから、水質の改善が必要です。
- 水質汚濁の原因となる生活排水・事業排水対策として、下水道や合併処理浄化槽、農業集落排水施設などの整備を進めており、生活雑排水処理率は83.2%と県平均を上回っています。しかし、残りの16.8%は未処理のまま河川に放流されている状況であることから、生活排水処理施設の普及促進が必要です。

●一部河川を除いて良好な水質環境

河川については、生活環境の保全に関する項目(以降、生活環境項目と呼ぶ)について、静岡県が2地点(年6回測定)、本市が29地点(年2回測定)で定期的に水質測定を行っています。

2018(平成30)年度のBOD※のデータをみると、原前川(河口)のBODが高くなっています。

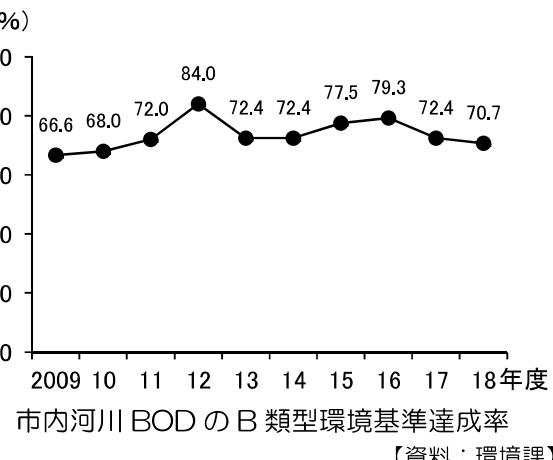


【資料：環境課、公共用水域及び地下水の水質測定結果(静岡県)】

●70%前後で推移する環境基準達成率

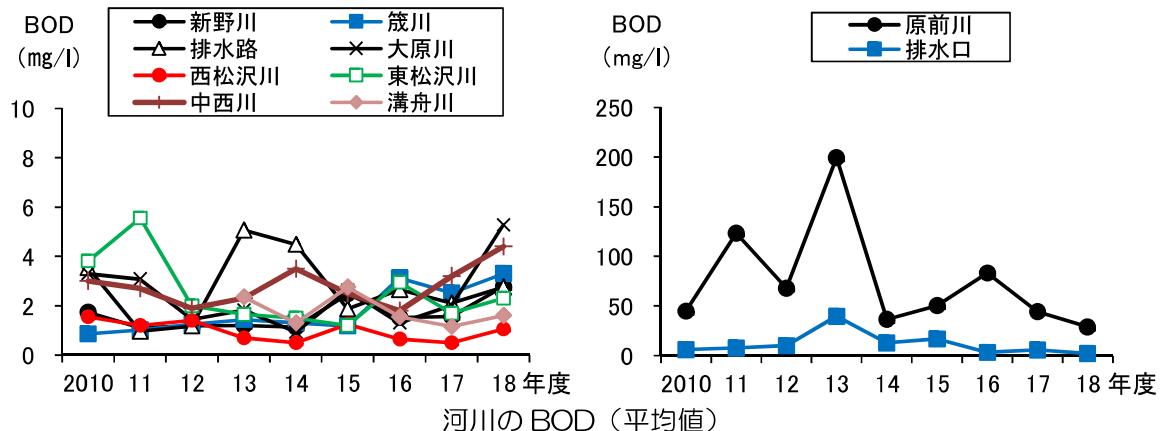
本市には環境基準が設定されている河川はありませんが、近傍の類似河川における環境基準の設定状況から、全ての河川について河川B類型の基準を適用しています。

BODのB類型環境基準(3mg/l以下)の達成率は、2018(平成30)年度が70.7%となっており、ここ数年は70%前後で推移していますが、年ごとの変動が大きくなる傾向があります。



●変動の大きい河川水質

本市の河川は、いずれも流域面積の小さい小河川もしくは直接海に排出される排水路です。そのため、流量が少なく流れも比較的緩やかで、降水量や潮の干満等により水質の変動が大きくなる傾向があります。原前川のBODは特に高い値で推移しています。

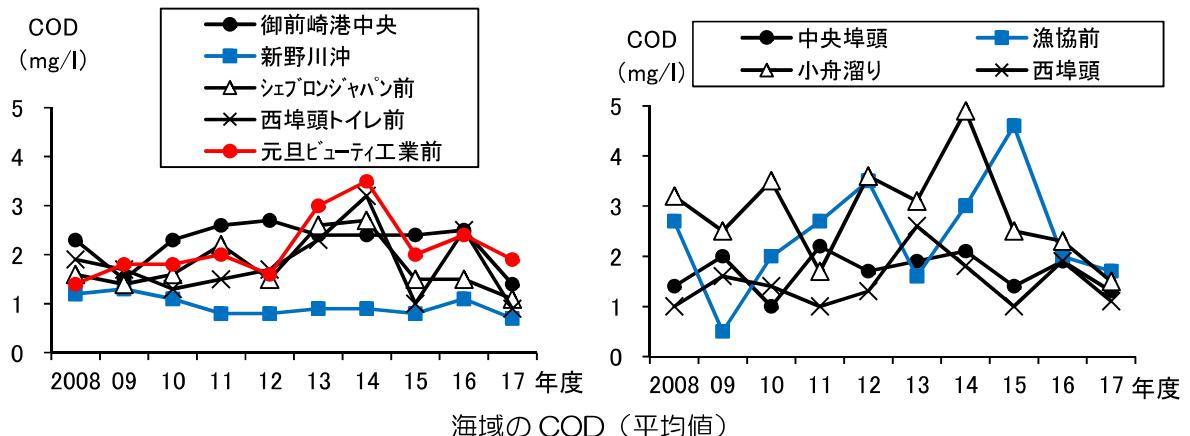


【資料：環境課、大気汚染及び水質汚濁等の状況（静岡県）】

●環境基準が一部超過している海域の水質

海域の水質について、静岡県による調査は環境基準が設定されている御前崎港、新野川沖の代表地点2地点（年4回測定）、本市による調査はその他の7地点の合計9地点（年1回測定）で実施しています。なお、海域の環境基準は御前崎港、新野川沖の両方でA類型が設定されています。

2018（平成30）年度のCOD※の値は、本市による調査地点7地点のうち、3地点で環境基準（2mg以下）を超過していました。



【資料：環境課、静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果（静岡県）】

●用語解説

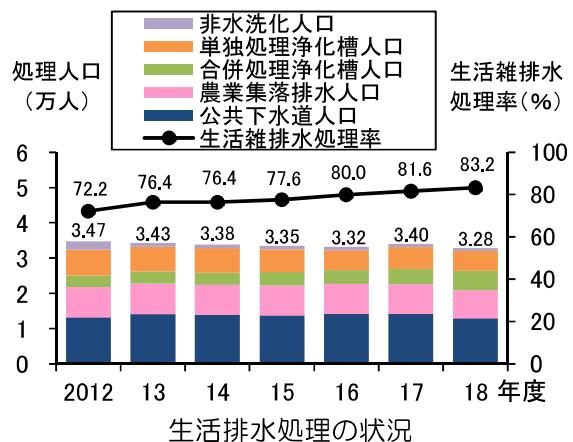
※BOD(生物化学的酸素消費量):水中の有機物が、微生物によって酸化されるときに必要とされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

※COD(化学的酸素消費量):水中の有機物などが酸化剤によって酸化されるために必要とする酸素の量で、海域・湖沼の有機性汚濁を測る代表的な指標である。

●県平均を上回る生活雑排水処理率

家庭や事業所から排出される汚水は、河川や池沼、海域の水質汚濁の主な原因となっています。そのため、下水道や合併処理浄化槽※（農業集落排水処理施設※を含む）などの整備は、水質汚濁の防止のためにとても重要です。

生活排水処理の状況をみると、下水道や合併処理浄化槽は年々整備が進み、環境への負荷の大きい単独処理浄化槽は減少しています。また、生活雑排水処理率は年々増加しており、2018（平成30）年度には83.2%と県平均の66.8%（2017（平成29）年度）を上回っています。そのほか、佐倉地区、上朝比奈・下朝比奈地区、比木地区、新野地区では農業集落排水処理施設を設置し、生活排水の処理を行っています。



注) 処理人口は左軸、生活雑排水処理率は右軸の目盛りを参照

【資料: 第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画、一般廃棄物処理実態調査（環境省）】

浄化槽設置事業費補助金

対象	補助内容(限度額)
住宅に設置する10人槽以下の合併処理浄化槽 (店舗兼住宅の場合、居住部分が延床面積の1/2以下なら対象)	浜岡地区(浄化槽整備区域のみ) 5人槽:33万2千円、7人槽:41万4千円、10人槽:54万8千円 御前崎・白羽地区 5人槽:70万円、7人槽:90万円、10人槽:140万円

【資料：上下水道課】



●用語解説●

※**合併処理浄化槽**:風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独処理浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

※**農業集落排水施設**:農業集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設。農地や農業用排水路に汚れた水が流れ込むのを防ぎ、生活環境を向上させるとともに、公共用水域の水質保全に資することなどを目的としている。

第5節 資源循環

5-1 廃棄物

【課題】

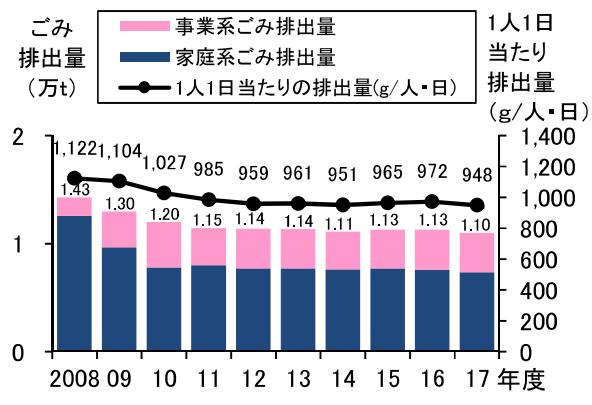
- 本市のごみ総排出量は年々減少していますが、市民1人当たりのごみ排出量は県平均と比べて多くなっており、さらなるごみの減量が必要です。
- 紙類やビニール・プラスチック類は分別されず、可燃物に出されることが多くなっているため、分別の徹底が必要です。
- 価格や機能、品質だけではなく、環境への負荷が極力少ないものを優先的に購入する「グリーン購入」の推進が求められています。

●県平均より多い1人1日当たりごみ排出量

本市のごみ総排出量は近年横ばいで推移しており、2017（平成29）年度は10,987tでした。排出形態別では全体の66.9%が家庭系ごみ、残りの33.1%が事業系ごみです。家庭系ごみは減少傾向にあるのに対し、事業系ごみは近年、増減を繰り返しながら横ばいで推移しています。

また、2017（平成29）年度の1人1日当たりのごみ発生量は948g/人・日で、県平均(878g/人・日)よりも多くなっています。

【資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）】

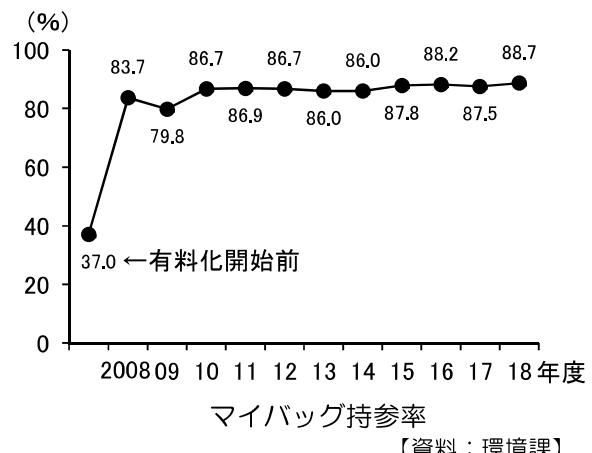


ごみ総排出量と1人1日当たりごみ発生量の状況
注)ごみ排出量は左軸、1人1日当たりごみ排出量は右軸の目盛りを参照

【資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）】

●高いマイバッグ持参率

ごみ減量と地球温暖化防止のため、2008（平成20）年10月からマイバッグ運動※に協賛するスーパーなどの店舗でレジ袋の有料化が始まりました。マイバッグ持参率は、有料化が始まる前の2008（平成20）年9月では37%でしたが、近年は90%前後で推移しています。



【資料：環境課】

●用語解説●

※マイバッグ運動：レジ袋など容器包装廃棄物の発生抑制を図るため、買い物に行く際に繰り返し利用できるバッグを持参する運動。環境省などが運動を展開している。

●県平均よりも高いリサイクル率

本市では、2009（平成21）年度より、ごみ減量化、市民サービス向上を考え、古紙回収ボックス（コンテナ）を浜岡地区、御前崎地区の2ヶ所に設置しています。また、PTAなどの団体による資源集団回収への補助や、雑草や伐採した庭木など草木の分別回収、直接搬入された草木のリサイクル、てんぷら油等の回収及びリサイクルを実施しています。さらに、ごみの焼却処理に環境保全センターから発生する焼却灰についても、コンクリートや舗装などの材料としてリサイクルを実施しています。

2017（平成29）年度のリサイクル率（集団回収・焼却灰リサイクルを含む）は30.1%となっています。これは県平均（18.1%）よりも高くなっています。

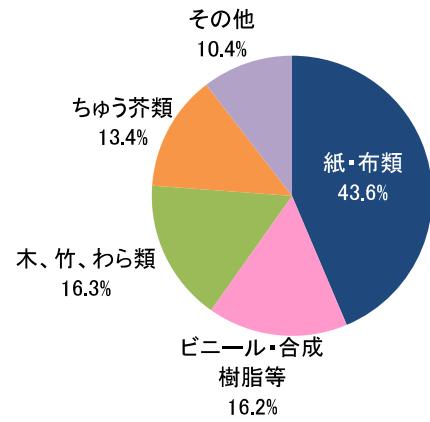
【資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）】

●6種類の資源ごみの区分

本市のごみの収集区分は、可燃物、資源ごみ、その他に区分され、そのうちの資源ごみは、①ビニール・プラスチック類（プラマークあり）、②ビニール・プラスチック類（プラマークなし）、③金物、④ガラス、⑤陶磁器、⑥ペットボトル（PET1マークのみ）の6種類となっています。

●可燃物中に多く含まれる紙類やプラスチック類

本市の2018（平成30）年度におけるごみ組成比率を見ると、紙類やビニール・プラスチック類の比率が高いことがわかります。これは、可燃物に比べて資源ごみの収集回数が少ないことも原因の一つとして考えられますが、今後もさらなる分別の徹底を図っていく必要があります。



ごみ組成比率（湿重量換算）

【資料：一般廃棄物処理実態調査から計算】

●市で補助している生ごみ処理機器の設置

生ごみの減量と資源再生のために、生ごみ処理機器の補助金を交付しています。対象となる生ごみ処理機器は、「微生物分解式(家庭用電化製品)」「乾燥式(家庭用電化製品)」「コンポスト容器」「ぼかし専用容器」です。

生ごみ処理機器設備費補助制度

対象機器	内容	補助内容
微生物分解式 (家庭用電化製品)	電気を利用して生ごみを分解し、減容または消滅させる。	購入価格の2分の1で2万円を限度
乾燥式(家庭用電化製品)	生ごみを加熱・乾燥して、水分を減らして減容させる。	
コンポスト容器	土中の微生物を利用して減量化、堆肥化させる。(容量100L以上、耐用年数5年以上)	購入価格の3分の2で5千円を限度
ぼかし専用容器	有効微生物群を利用して生ごみを減量化、堆肥化させる。(容量15L以上、耐用年数5年以上)	

【資料：環境課】

●環境保全センターでのごみの適正処理

ごみ集積所で回収したごみは、環境保全センター（牧之原市御前崎市広域施設組合）に運び、適正に処理しています。

●グリーン購入の推進

リサイクル製品などの利用を促進するため、価格や機能、品質だけではなく、環境への負荷が極力少ないものを優先的に購入する「グリーン購入」の推進が求められています。

5-2 不法投棄・環境美化

【課題】

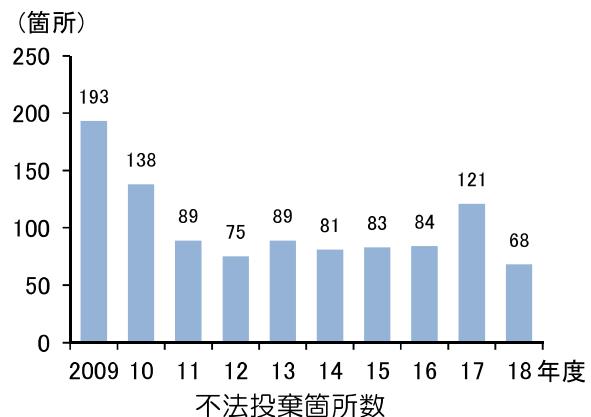
- 産業廃棄物などを人目のつきにくい山林や原野などに投棄する不法投棄は、単に景観を阻害するだけではなく、処理コストの負担増加や有害物質の漏洩による生態系への悪影響などが懸念されます。本市では山林や海岸林、ごみ集積所などに不法投棄がみられます。
- 海岸の漂着ごみや河川・道路などのポイ捨てごみは、景観を阻害したり、生物による誤飲などの影響が懸念されます。

●山林や海岸、ごみ集積所などにみられる不法投棄

廃棄物を法律が定める方法によって適切に処理せず、山林や原野などに投棄する「不法投棄」が問題となっています。市内における2018（平成30）年度の不法投棄発見箇所数は68箇所でした。

なお、本市の不法投棄対策として、山林や海岸に不法投棄防止ネットの設置、不法投棄監視パトロールの実施などを行っています。

【資料：エコアクション21環境活動レポート（H29.4～H30.3）】



【資料：環境課】

●環境美化の推進

市内の海岸には漂着ごみ、河川・道路にはポイ捨てごみなどが見られます。このようなごみは、景観を阻害したり、生物による誤飲などの影響が懸念されます。

そのため、天然記念物のアカウミガメが上陸し産卵する県立自然公園の浜岡砂丘をはじめとした地域では、自然環境の保全と環境学習を兼ねて、市民の参加による海岸清掃や環境美化活動を推進しています。2018（平成30）年度には、アカウミガメの産卵環境であるウミガメ指定地域の海岸清掃ボランティア参加者数が1,018人、海岸清掃・緑の少年団参加者数が300人、環境美化活動への参加者数が185人でした。

【資料：社会教育課】



浜岡砂丘での清掃活動

第6節 地球環境

6-1 地球温暖化

【課題】

- 御前崎測候所のデータによると、年平均気温が年々上昇傾向にあります。地球温暖化は、本市の大切な自然資源である砂浜や御前崎茶の栽培などにも影響を及ぼす可能性があります。
- 市域からの温室効果ガス排出量（二酸化炭素）は近年横ばいで推移していますが、国の地球温暖化対策計画の削減目標に基づき、温室効果ガス排出量の削減を図っていく必要があります。

●年々上昇傾向にある年平均気温

近年の人間活動の拡大に伴い、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスが大気中に排出されることによって生じる地球温暖化が問題となっています。

2017（平成29）年度のデータによると、日本が排出している温室効果ガスのうち、二酸化炭素の排出が全体の約92%を占めています。

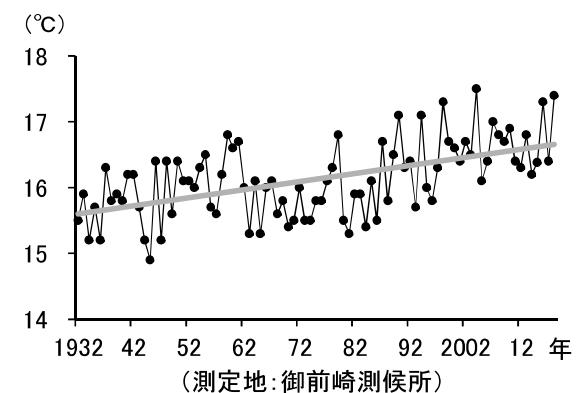
2014（平成26）年11月に「気候変動に関する政府間パネル（IPCC*）」が発表した第5次統合報告書によると、今世紀末には最大で気温が4.8℃、海面が82cm上昇する恐れがあると予測されており、異常気象や海面上昇、農作物や生態系への影響などが懸念されています。

御前崎測候所において、観測記録のある1932（昭和7）年以降のデータをみると、年平均気温は年々上昇傾向にあることがわかります。このような気温の上昇は、全国的・国際的な傾向となっています。

●砂浜や茶の栽培に影響を与える地球温暖化

地球温暖化は、本市の環境にも影響を与えると考えられます。国立環境研究所の報告書によれば、海面が30cm上昇すると静岡県内の砂浜の約26%が消えてしまうと予測されており、本市の貴重な自然資源である浜岡砂丘も大きな影響を受けると考えられます。

また、基幹産業である御前崎茶の栽培に影響を与える可能性があります。お茶は亜熱帯性の作物のため、気温が少し高くなる程度であれば影響は少ないと考えられますが、少雨・高温により水が不足すると、茶の生育が抑制されます。また、冬が暖かくなると芽が不揃いになりやすく、機械で摘みにくくなるなどの問題が生じます。



御前崎測候所の年平均気温の変化

【資料：気象庁ホームページ】



御前崎のお茶栽培

【資料：環境省】

●用語解説●

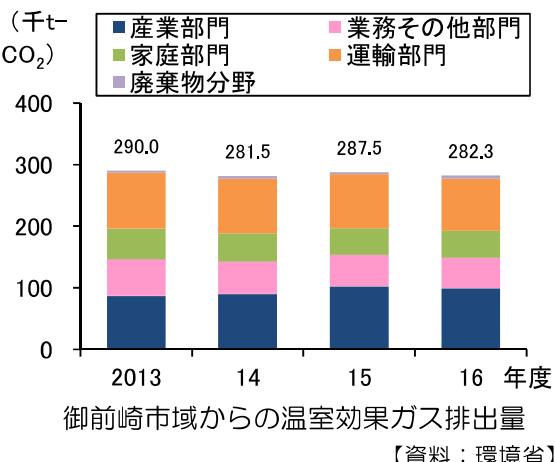
*IPCC：世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）が共同で設置した研究機関「気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）」の略称。温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の実態把握と、社会経済への影響の予測、対策の検討が行われており、2014（平成26）年には第5次評価報告書が発行された。

●産業部門からの排出量が多い温室効果ガス

2016（平成28）年度の本市全域から発生した温室効果ガス（二酸化炭素）は282.3千t-CO₂であり、部門別では産業部門が35.1%と最も多く、ついで運輸部門が30.1%、業務その他部門が17.5%、家庭部門が15.5%、廃棄物分野が1.8%でした。

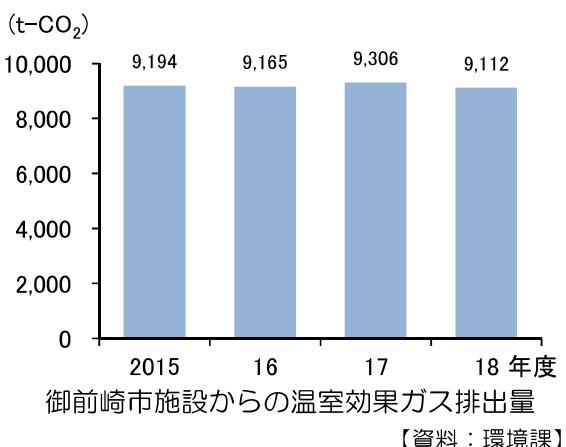
基準年度である2013（平成25）年度からの推移をみると2.7%減少していますが、この間は増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しています。部門別にみると基準年度より増加しているのは産業部門と廃棄物分野であり、その他の分野では減少傾向にあります。

国の地球温暖化対策計画で掲げられている削減目標を踏まえて、本市においても温室効果ガスの削減を図っていく必要があります。



●市の事務事業からの温室効果ガス排出量

2018（平成30）年度に本市の事務事業から発生した温室効果ガスは9,112t-CO₂でした。これは基準年度（2015（平成27）年度）比で0.9%の減少となっています（目標値は2030年度までに2015年度比で40%削減）。



●エコアクション21の推進

エコアクション21は、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づき、環境への取り組みを適切に実施し、環境経営のための仕組みを構築、運用、維持するとともに、環境コミュニケーションを行っている事業者を認証・登録する制度です。

本市では、市の事務事業における環境への取り組みと環境保全推進に関する施策を効果的に行うため、2012（平成24）年2月からエコアクション21認証取得に向けた取り組みに着手し、2013（平成25）年3月4日付けで認証・登録を受けました。その後、対象施設を市立図書館アスパル、学校給食センター、各公民館、各保育園・幼稚園・こども園、各小学校・中学校、消防署に拡大して認証を受けています。

市では、エコアクション21に基づく取り組みの成果を環境活動レポートとしてまとめ、ホームページに掲載して周知を行っています。



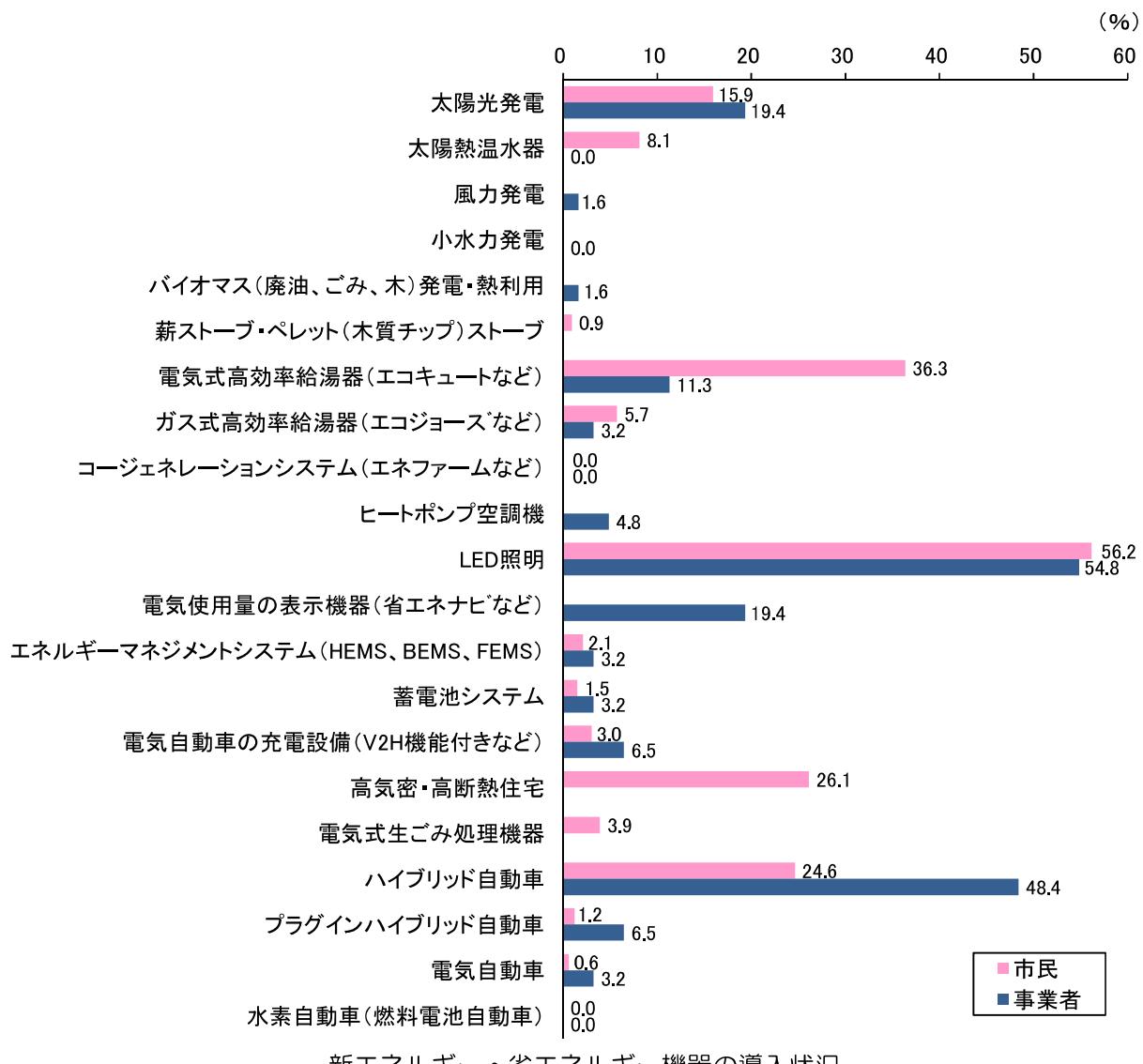
6-2 エネルギー

【課題】

- 化石燃料の消費を抑えるためには、省エネルギーの推進や、再生可能エネルギーの導入・促進を目指していくことが求められます。今後は公共施設へのさらなる導入に加え、市民や事業者を対象に再生可能エネルギーの導入・促進を図る必要があります。

●新エネルギー・省エネルギー機器の導入状況

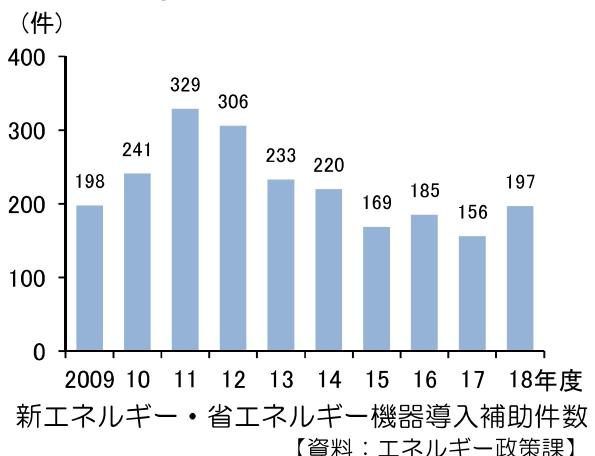
2019（令和元）年度に実施した市民・事業者アンケートによると、家庭及び事業所における新エネルギー・省エネルギー機器の導入状況は以下のとおりです。特に導入率が高いのは、LED 照明、ハイブリッド自動車、電気式高効率給湯器、太陽光発電などでした。



●家庭における新エネルギー・省エネルギー機器への導入補助

本市では、家庭における環境への負荷の少ないエネルギー利用を促進し、地球温暖化の防止及び資源の有効利用を図ることを目的として、「新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金」を交付しています。

2018（平成30）年度の補助金交付件数は合計197件でした。



新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金の概要

対象機器	補助内容
太陽光発電システム(住宅用)	太陽電池モジュールの出力 1kW 当たり 3 万円とし、12 万円を限度
家庭用蓄電池	蓄電池容量 1kWh 当たり 2 万円とし、8 万円を限度
太陽熱利用システム、ヒートポンプ型給湯器	1 基当たり 2 万円
家庭用燃料電池	1 基当たり 8 万円
クリーンエネルギー自動車(自家用)(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車)	1 台当たり 10 万円

【資料：エネルギー政策課】

●太陽光や風力など再生可能エネルギー利用に適したまち

気象庁の観測による御前崎市年間日照時間の平年値（1981～2010年の30年間の平均値）は2,230.6時間、平均風速が4.9m/sで、静岡市の平年値（年間日照時間2,099.0時間、平均風速2.2m/s）と比べても太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー利用に適した地域です。この長い日照時間という特徴を生かし、市内の公共施設において率先して再生可能エネルギー設備を導入しています。また、県内でも有数の立地条件を生かし、御前崎市及び中部電力株式会社による風力発電施設が設置されているほか、家庭用や商業用の太陽光発電施設の設置も進んでいます。

本市では2018（平成30）年3月に、地域の特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入促進やエネルギー教育・学習の促進などのエネルギー政策の基本方針を定めた「御前崎市エネルギービジョン」を策定し、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの推進、関連産業の創出による地球産業の活性化に努め、持続可能なまちづくりを目指しています。

【資料：御前崎市エネルギービジョン、エコアクション21環境活動レポート(H29.4～H30.3)、気象庁ホームページ】

公共施設への再生可能エネルギー設備導入状況

名称	種類・規模	運転開始年度
白羽小学校	太陽光発電 10kW	2001(平成13)年度
池新田公民館	太陽光発電 10kW	2004(平成16)年度
御前崎市役所本庁舎	太陽光発電 49.5kW	2013(平成25)年度
御前崎市家庭医療センター「しろわクリニック」	太陽光発電 20kW、蓄電池 20kWh	2017(平成29)年度
市立御前崎総合病院及び 御前崎市総合保健福祉センター	太陽光発電 100kW、蓄電池 133.8kWh	2018(平成30)年度
御前崎小学校	太陽光発電 11.55kW、蓄電池 22kWh	2018(平成30)年度
浜岡東小学校	太陽光発電 11.55kW、蓄電池 22kWh	2018(平成30)年度
第一小学校	太陽光発電 11.55kW、蓄電池 20kWh	2019(令和元)年度
浜岡北小学校	太陽光発電 11.55kW、蓄電池 20kWh	2019(令和元)年度

【資料：エネルギー政策課】

御前崎市の主要な風力発電施設

名称	事業主体	規模	運転開始年度
中部電力	中部電力(株)	6,000kW	2009(平成21)年度
御前崎風力発電所	中部電力(株)	16,000kW	2010(平成22)年度

【資料：エネルギー政策課】

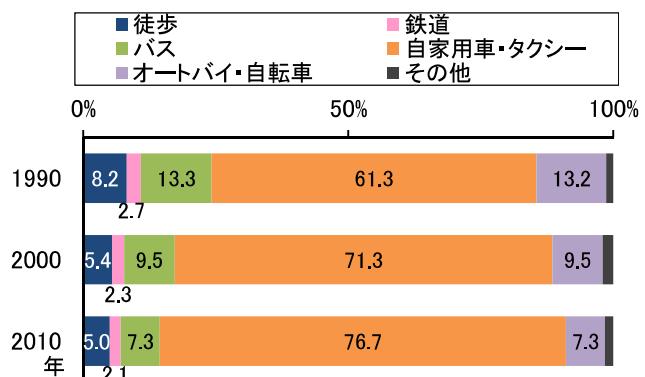
●エネルギー教育事業の実施

次世代を担う小・中学生へのエネルギー教育・学習の推進のため、2017（平成29）年度には、エネルギー教育事業として、太陽光パネル付きミニカー17台及び風力発電の模型6台等を教材として購入し、市内の小学校においてエネルギー授業を実施しました。2018年には小学校4年生から中学校3年生までの6年間でエネルギーについて学ぶ、御前崎ならではの「エネルギー教育」カリキュラムを作り、実践しました。その中で扱う社会科や理科を中心とした内容とは別に、総合的な学習の時間や中学校技術科などでも実践を行う学校もありました。また、2018年には、全小学校6年生が原子力発電所の見学も行い、エネルギーについて考える授業を行いました。

【資料：学校教育課】

●自動車への依存度が高い交通手段

本市に居住する人が通勤・通学する際に利用する交通手段としては、自家用車・タクシー（76.7%）が最も多く、経年的にも上昇傾向にあります。

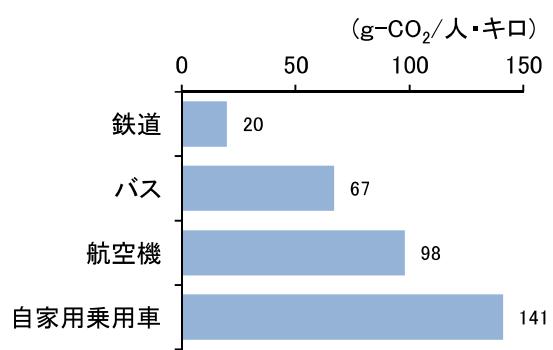


通勤等の際の利用交通手段の割合

【資料：第2次御前崎市道路整備計画2017-2028、国勢調査】

輸送量あたりの二酸化炭素排出量

交通手段によって環境への負荷は大きく異なっています。単位輸送量（人キロベース）当たりの二酸化炭素排出量を見ると、鉄道と比べて、バスは約3.4倍、航空機は約4.9倍、自家用乗用車は約7.1倍の排出量となっています。したがって、人が移動する際に自家用乗用車よりも鉄道やバスなどの公共交通機関を利用するようになれば、二酸化炭素排出量の削減につながります。しかし、旅客輸送の交通機関別の分担率の推移を見ると、モータリゼーションの進展に伴い、環境負荷の高い自家用乗用車への依存が進んでいます。

輸送量あたりの二酸化炭素排出量
(2016(平成28))年度

【資料：国土交通省】

第7節 環境教育・環境保全活動

7-1 環境教育・環境保全活動・環境情報

【課題】

- 本市では各学校での総合的な学習の時間や、アカウミガメの産卵・放流観察会を通した環境教育・環境学習、町内会や小中学生、民間団体などによる環境保全活動が行われており、今後も継続的に実施していくことが必要です。
- 本市では、市のホームページや広報紙などで環境情報の提供を行っていますが、今後もさまざまな情報媒体により、内容の充実を図っていくことが求められます。

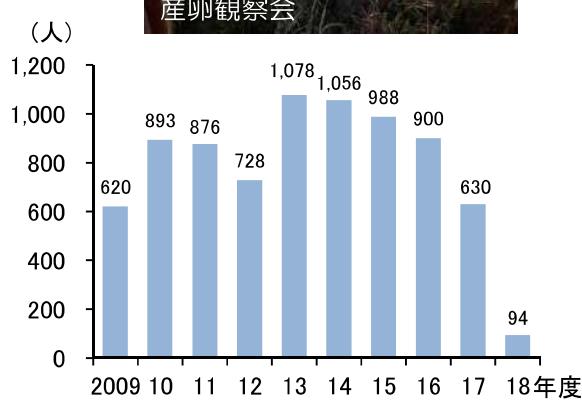
●アカウミガメ保護などの環境教育・環境保全活動の実施

本市では、国の天然記念物に指定されている「御前崎のウミガメ及びその産卵地」を保護するため、ウミガメ保護監視員を委嘱し、保護活動を行っています。具体的には、アカウミガメの産卵を観察する産卵観察会、孵化した子ガメを放流する放流観察会を毎年開催しています。そのほか、御前崎小学校でも1977(昭和52)年からアカウミガメの飼育活動を行っているほか、各小中学校でも授業や総合的な学習の時間に環境教育・環境学習が行われています。

そのほか、海岸清掃・緑の少年団、海岸林整備・ボランティア、磯にくらす生きもの観察会、アースキッズ事業などで、地域資源を活用した環境教育・環境学習、環境保全活動が実施されています。

【アカウミガメの産卵観察会及び放流観察会】

本市では、市教育委員会よりウミガメ保護監視員を委嘱し、「御前崎のウミガメ及びその産卵地」の保護活動を行っています。具体的には、アカウミガメの産卵を観察する産卵観察会、ふ化した子ガメを放流する放流観察会を毎年開催しています。近年、アカウミガメの産卵個体数の減少や悪天候による観察会の中止等により実施日数及び参加人数は縮小傾向にあります。また、放流観察会についても、産卵個数やふ化個数に左右され、参加人数は年変動が大きくなっています。



【御前崎小学校・御前崎中学校によるアカウミガメの保護活動】

御前崎小学校では、1977（昭和52）年度からアカウミガメの保護活動や観察、飼育を行っており、毎年7月に海岸にて子ガメを放流しています。また、御前崎中学校では毎年5月、ウミガメと産卵地の環境を守るために海岸清掃を行っています。この活動は1989（平成元）年度からスタートしました。



御前崎小学校での保護活動

【ウミガメ指定地域・海岸清掃ボランティア】

本市では、2007（平成19）年度から天然記念物に指定されているウミガメ産卵地において、ボランティアによる海岸清掃を実施しています。2018（平成30）年度のボランティア参加者数は1,018人でした。

【海岸清掃・緑の少年団】

第一小学校では、2008（平成20）年度から児童による海岸清掃を実施しています。2014（平成26）年度までは全学年を対象としていましたが、2015（平成27）年度から、4年生～6年生のみを対象としています。2018（平成30）年度の参加児童数は300人でした。



緑の少年団

【海岸林整備・ボランティア】

本市では、2008（平成20）年度からボランティアによる海岸林の植樹事業を実施しています。2017（平成29）年度は静岡県の防災林造成事業の現場における植樹祭を併せて実施したため、参加者数は320人でした。2018（平成30）年度の参加者数は170人であり、近年は参加者数が伸び悩んでいます。



海岸防災林盛土事業・植樹祭

【磯の生物ウォッキング&ビーチコーミング】

本市では、御前崎市マリンスポーツクラブの協力を得て、磯あそびから御前崎に棲む海洋生物を観察し、漂流物（石や流木、貝殻など）での工作や創作活動を楽しんでもらう「磯の生物ウォッキング&ビーチコーミング」を開催しています。2018（平成30）年度の参加者数は32人でした。



磯の生物ウォッキング

【春の海を楽しもう 磯の生き物観察】

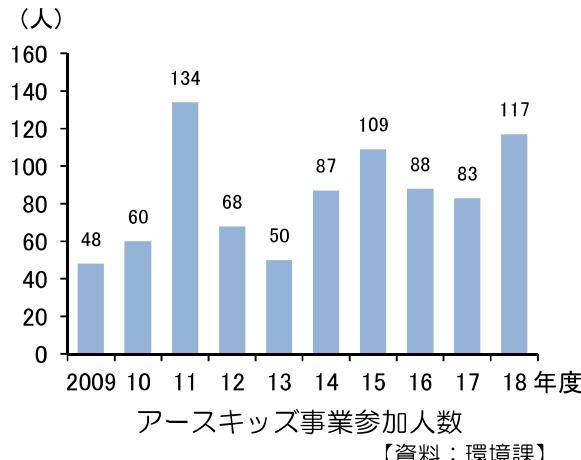
本市では、NPO法人Earth Communicationの協力を得て、青少年リーダー育成事業「御前崎クエスト」の一環として、毎年5月に渚の交番前の磯場において、磯の生き物観察を実施しています。2018（平成30）年度の磯の生き物観察の参加者数は30人でした。

【御前崎 里山まもり隊 竹林伐採体験】

本市では、NPO法人Earth Communicationの協力を得て、青少年リーダー育成事業「御前崎クエスト」の一環として、森の管理を体験的に学ぶため、毎年2月に正福寺において、竹林伐採体験を実施しています。2018（平成30）年度の竹林伐採体験の参加者数は22人でした。

【アースキッズ事業】

本市では、2007（平成19）年度から市内の小学4年生を対象に、地球温暖化防止活動推進センターの職員を講師に招いて、地球温暖化、省エネルギー等に関する講座を実施しています。2014（平成26）年度から参加校数の増加により参加児童数が増加し、2018（平成30）年度の参加児童数は117人でした。



【資料：環境課】



アースキッズ事業

●ホームページや広報紙などによる環境情報の提供

【ホームページ・エコアクション21環境活動レポート・広報紙】

本市の環境の現状、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等については、市のホームページで最新の情報を公開・提供するとともに、エコアクション21環境活動レポートを発行しています。また、随時「広報おまえざき」への掲載を行うことにより、市民・事業者への啓発を行っています。



EA21環境活動レポート

【環境情報拠点づくり】

本市では、毎年6月の環境月間に合わせ、御前崎市立図書館において、環境についての本の展示や情報の提供を行っています。

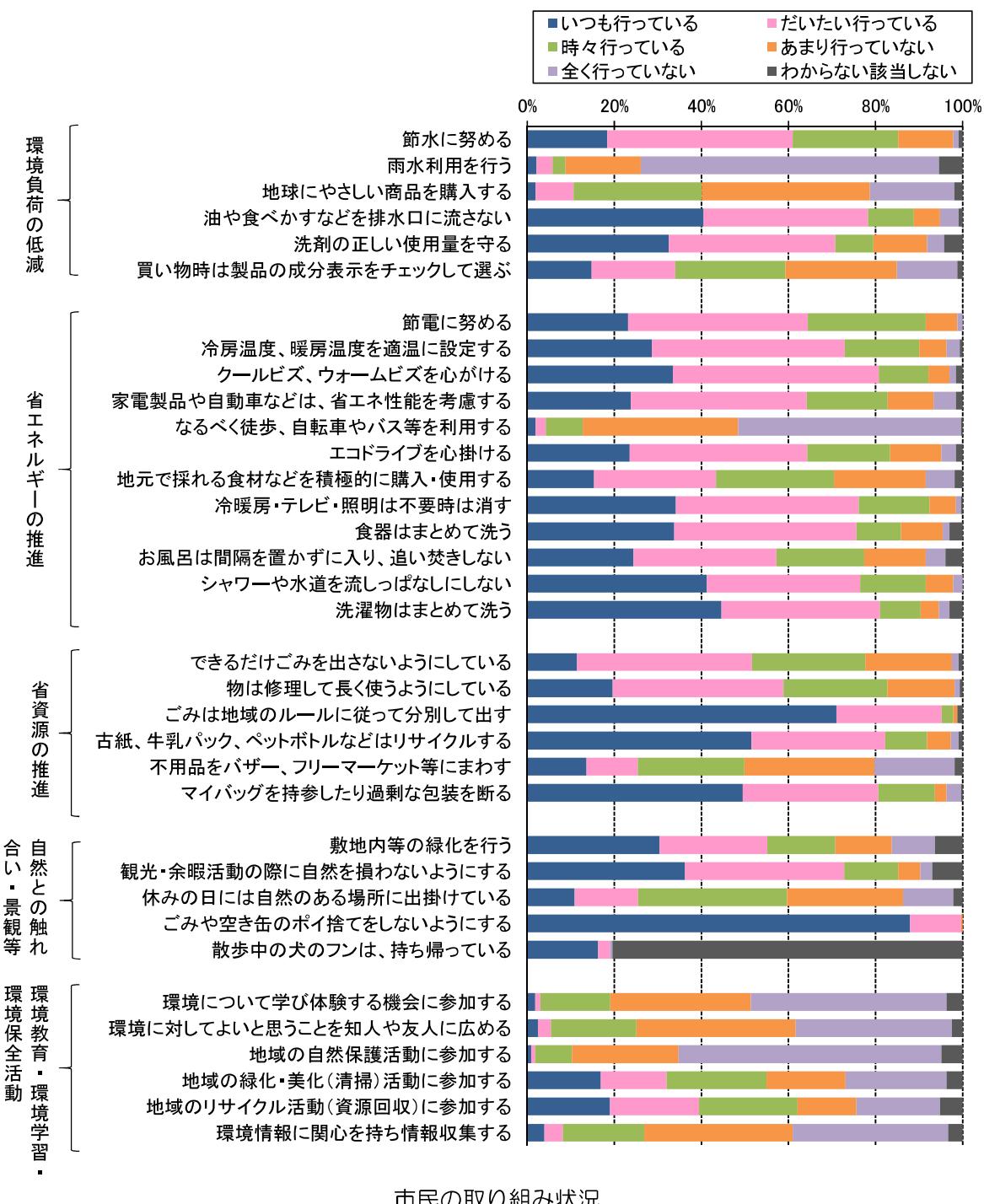


環境についての本の紹介

第8節 市民・事業者の取り組み

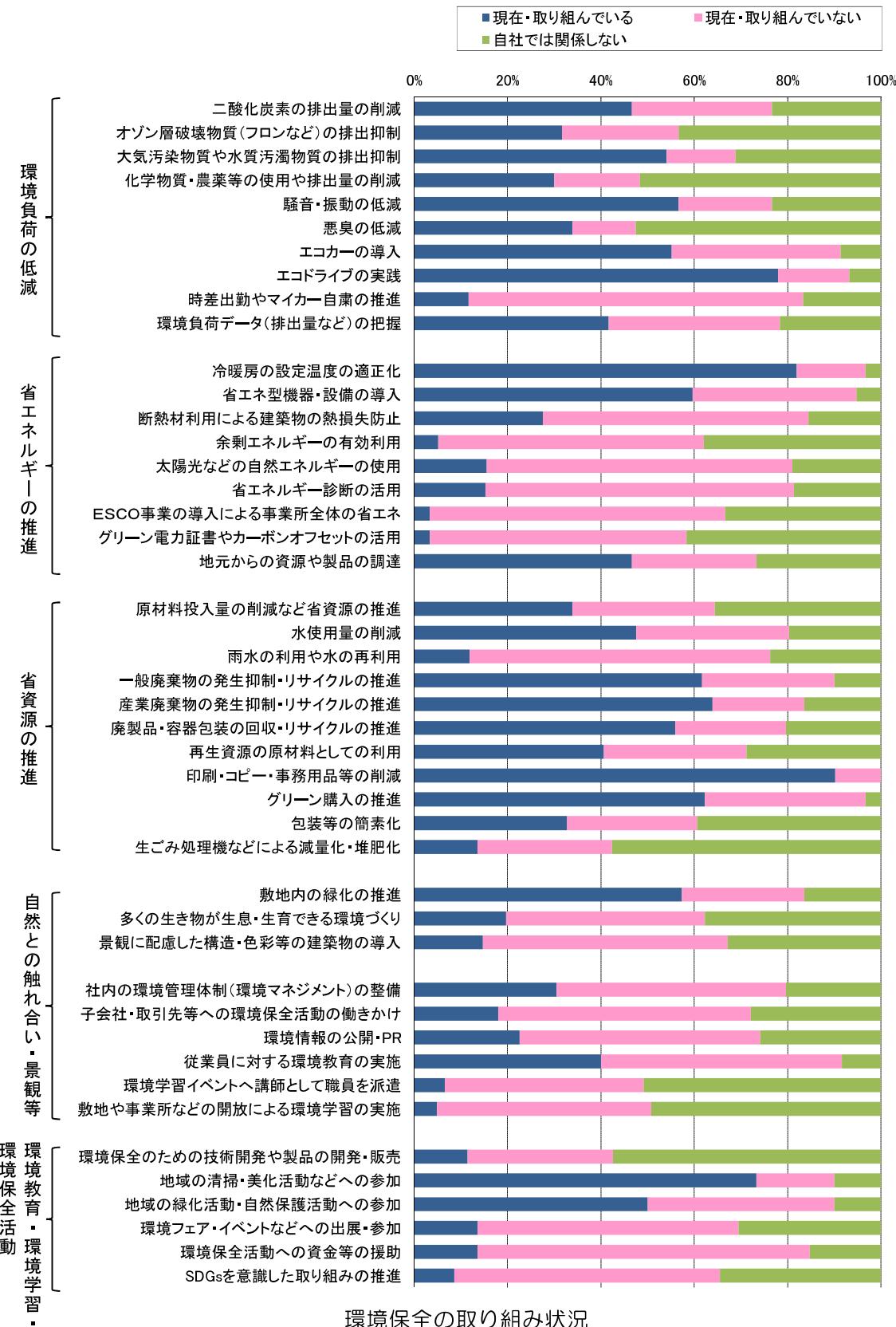
●市民の取り組み状況

2019（令和元）年度に実施した市民アンケート調査の結果、「ごみや空き缶のポイ捨てをしないようする」「ごみは地域のルールに従って分別して出す」などは、多くの市民が取り組んでいます。



●事業者の取り組み状況

「印刷・コピー・事務用品等の削減」「冷暖房の設定温度の適正化」「エコドライブの実践」などは、多くの事業者が取り組んでいます。



【資料：御前崎市環境基本計画に関するアンケート調査（2019（令和元）年度）】